第９期介護保険事業計画・
高齢者福祉計画

令和６（2024）年度～令和８（2026）年度

令和６（2024）年３月

小　平　町

目　次

総　論 1
第１章　計画の概要 1
第１節　計画策定の背景と趣旨 1
第２節　計画の策定根拠 1
第３節　計画の期間 2
第４節　計画の構成 2
第５節　他計画との整合性の確保 2
第６節　第９期基本指針の見直しのポイント 2
第２章　計画の基本理念・基本目標と施策の体系 4
第１節　基本理念及び基本目標 4
第２節　計画の施策体系 5
第３節　施策の展開 6
第４節　日常生活圏域の設定 8
第３章　高齢者の現状と将来推計 9
第１節　高齢者等の現状 9
第２節　目標年次までの推計 12
第３節　アンケートから見える現状と課題 15
高齢者福祉 23
第４章　充実した介護サービスの提供 23
第１節　介護保険サービスの充実 23
第２節　地域包括支援システムの深化･推進 34
第３節　介護給付適正化事業の推進 36
第５章　介護予防対策等の推進 38
第１節　疾病予防･健康づくりの推進 38
第２節　介護予防･地域支援事業の推進 40
第３節　在宅生活･介護支援の充実 49
第６章　生きがいづくりと地域福祉の推進 54
第１節　高齢者の生きがい活動の促進 54
第２節　地域福祉の推進 55
介護保険事業計画 59
第７章　介護保険サービス費用・保険料 59
第１節　第８期計画･実績対比 59
第２節　介護保険サービス量の見込み 63
第３節　介護保険給付費の見込み 67
第４節　第９期の介護保険料 70
計画の推進 74
第８章　計画の円滑な推進に向けて 74

第１節　介護保険事業計画・高齢者福祉計画推進体制 74
第２節　計画の進行管理 75

総　論

第１章　計画の概要

第１節　計画策定の背景と趣旨

本町では、平成１２（２０００）年４月に介護保険法の施行と同時に「第１期小平町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、その後３年ごとの計画見直しを経て、令和３（２０２１）年３月には「第８期計画」を策定し、高齢者の保健福祉施策の推進及び介護保険事業の円滑な実施に努めてきました。

高齢化が進む中、令和７年（２０２５）に「団塊の世代」が７５歳以上の後期高齢者となり、令和２２（２０４０）年には「団塊ジュニア世代」が６５歳に到達し、介護ニーズとともに医療ニーズの高い８５歳以上の人口が急速に増加していくことが見込まれています。

このため、健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、医療・介護が必要な状態となっても、できる限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、町民、事業者との有機的な連携・協働により、地域ごとに『医療・介護・住まい・介護予防・生活支援』を一体的に提供できる体制である、「地域包括ケアシステム」を構築し、推進していくことが求められています。

また、将来的には、障がい者・子どもといった社会的支援が必要な方も包括した地域コミュニティにおける支え合いと公的な福祉サービスの利用により、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、上位計画等と理念を共有しながら取り組んでいく必要があります。

本計画は、第８期計画に基づく高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の実施による結果を踏まえ、中長期的な視点を持ちながら、今後の高齢者保健福祉事業に関する基本的な施策方針と介護保険事業にかかる円滑な保険給付の確保に関する指針として定めるものです。

第２節　計画の策定根拠

本計画は、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画（介護保険事業計画）を一体のものとして策定します。

高齢者福祉計画は、本町の高齢者の福祉事業を総合的に体系付けるものであり、介護保険事業計画は、要介護認定者等、各介護サービスの給付量を長期的に見込み、計画期間内の介護保険事業を安定的かつ円滑に運営するための計画です。

第３節　計画の期間

本計画（第９期計画）の期間は、令和６（２０２４）年度から令和８（２０２６）年度までとします。

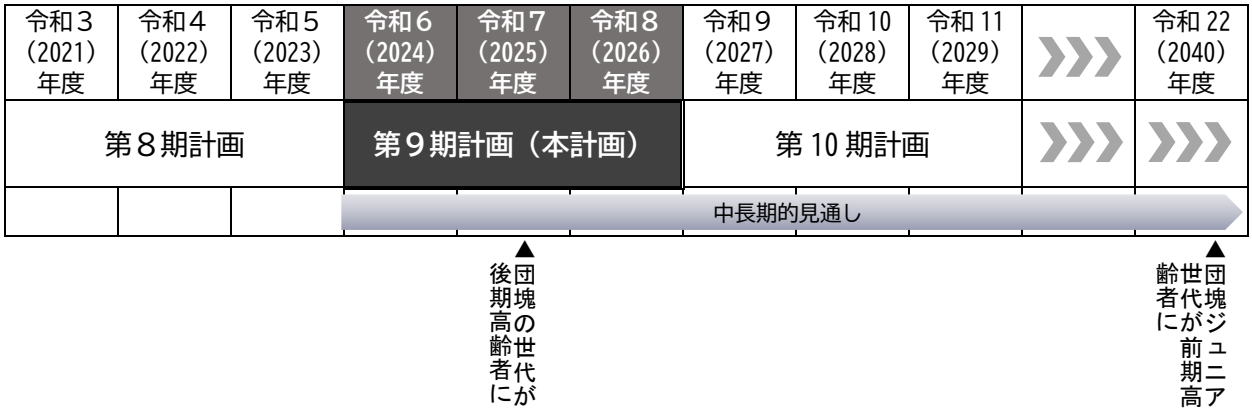

第４節　計画の構成

「高齢者福祉計画」は、介護保険の事業とそれ以外の高齢者保健福祉事業を含めた、市町村の高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として位置付けられます。

これに対し、「介護保険事業計画」は、各市町村の区域内における要介護者等の人数や、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を考慮したサービス種類ごとの量の見込みと、当該見込量の確保のための方策等を定める介護保険事業運営の基となる計画です。

以上のように、介護保険の対象となるサービスに関する事項が共通し、また、計画に位置付けられた事業について連携して実施する必要があることから、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

第５節　他計画との整合性の確保

本町の最上位計画である「第６次小平町総合計画」（２０１８年度～２０２７年度）をはじめその他保健福祉関連計画と調和・連携させつつ、国・道の政策動向とも整合を図ります。

また、地域の医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、道の医療計画及び地域医療構想との整合性を図っていきます。

第６節　第９期基本指針の見直しのポイント

第９期計画に向けた国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）では、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの深化・推進をさらに

図るとともに、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みを適切に捉えた介護サービス基盤の計画的な整備、また地域包括ケアシステムを支える人材確保や介護現場の生産性向上を図るための具体的な施策や目標について、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討をしていくことが示されています。

市町村は、基本指針に即して、３年を１期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、見直しのポイントは次のとおりです。

１．介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく。

○医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携を強化する。

○中長期的なサービス需要の見込みについてサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論する。

② 在宅サービスの充実

○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進する。

○居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の普及。

○地域密着型サービスの更なる普及。

２．地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

○地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体とする。

○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担う。

○認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深める。

○多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進する。

② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③ 保険者機能の強化

○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

３．地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

○都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進する。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用する。

○介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進する。

第２章　計画の基本理念・基本目標と施策の体系

第１節　基本理念及び基本目標

１　基本理念

本町の最上位計画である「第６次小平町新総合計画」（２０１８年度～２０２７年度）において、町民の視点に立ち、英知と創造性を結集して「やすらぎ」を実感できるまちづくりを進めています。高齢者施策の分野においては、「健康で安心して暮らせる福祉のまち･おびら」を目指し、その実現に向けて取り組んでいます。

今後、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予測される中で、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を営むことができるような対策がより一層必要となっています。

こうした観点のもと、第９期計画は第８期計画の理念を継承し、高齢者が住みなれた地域で元気に生きがいを持って、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

２　基本目標

（１）充実した介護サービスの提供

今後も高齢者が住みなれた地域でいつまでも暮らしていくためには、公的サービスのみならず、地域による日常生活の支援が不可欠です。町民による支援であるインフォーマルサービス等と連携し、公的な介護サービスや高齢者福祉サービスと組み合わせることで、地域全体で高齢者を支え合える環境づくりに努めます。

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住みなれた地域や家庭で自立した生活が継続できるように居宅サービスの充実を図ります。施設･居住系サービス等についても、必要な人に適切なサービスが提供できるよう体制を整備するとともに、豊かな住環境の提供を図ります。

（２）介護予防対策等の推進

高齢者が健康に暮らしていくためには、町民一人ひとりが健康づくりに対して、積極的に取り組んでいくことが大切です。今後も介護予防･健康づくりの重要性を伝えることに加え、具体的な活動として健診の受診率や保健指導の実施率の向上を図ることが求められます。できる限り要介護状態にならないため、健康づくりに関する施策との連携を図りながら、介護予防対策の普及啓発を推進し、地域支援事業、健康づくりの推進に取り組みます。

（３）生きがいづくりと地域福祉の推進

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験を活かして、積極的な役割を果たしていくような社会づくりが重要です。

今後も高齢者が就労や様々な社会活動へ参加するとともに、自らが地域社会の一員として活躍していく積極的な社会参加を目指します。

高齢者が活躍できる社会参画の場の提供だけでなく、心身の支援が必要となった方を介護

する家族への支援体制や、認知症に対する理解促進及び見守り体制等、高齢者がいつまでも社会の一員として、安心して過ごせる環境づくりを進めていきます。

第２節　計画の施策体系

基本理念及び基本目標に基づいて、次のとおり施策体系を位置付けます。

基本理念

健康で安心して暮らせる福祉のまち・おびら

基本目標

充実した介護サービスの提供

◆介護が必要になっても、住みなれた地域で、安心して暮らせるよう、介護基盤が充実したまちづくりを進めます。

介護予防対策等の推進

◆高齢者をはじめ、すべての町民がいつまでも心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

生きがいづくりと地域福祉の推進

◆高齢者がいきいきと自立した生活を確保できるよう、地域活動への積極的な参加と、すべての町民が共に支え合う豊かな福祉のまちづくりを進めます。

施策体系

住み慣れた地域で安心して暮らすために

1．介護保険サービスの充実

2．地域包括ケアシステムの深化・強化

3．介護給付適正化事業の推進

健やかに暮らすために

1．疾病予防・健康づくりの推進

2．介護予防・地域支援事業の充実

3．在宅生活・介護支援の充実

活力ある高齢社会のために

1．高齢者の生きがい活動の促進

2．地域福祉の推進

第３節　施策の展開

１　充実した介護サービスの提供【住みなれた地域で安心して暮らすために】

第８期事業計画の実施による結果を踏まえ、今後も要介護状態となることの予防や、要介護状態の軽減、悪化の防止など、介護が必要になっても身近な地域で介護や介護予防のサービスが受けられるよう、サービス基盤の充実を図ります。

１　介護保険サービスの充実	
（１）居宅サービス・介護予防サービス	① 訪問介護（ホームヘルプサービス） ② 訪問入浴介護 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護（デイサービス） ⑦ 通所リハビリテーション（デイケア） ⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ） ⑨ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ） ⑩ 福祉用具貸与 ⑪ 特定福祉用具購入 ⑫ 住宅改修 ⑬ 居宅介護支援・介護予防支援（ケアマネジメント） ⑭ 特定施設入居者生活介護
（２）地域密着型サービス	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ② 認知症対応型通所介護 ③ 小規模多機能型居宅介護 ④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑦ 地域密着型通所介護（デイサービス）
（３）介護給付施設サービス	① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ② 介護老人保健施設（老人保健施設） ③ 介護医療院
２ 地域包括ケアシステムの深化・推進	
（１）地域包括ケアシステムの深化・推進	
３ 介護給付適正化事業の推進	
（１）介護給付適正化事業	

２　介護予防対策等の推進【健やかに暮らすために】

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組むことが大切なことから、健康づくりと生活習慣病予防、各種検診や保健指導を推進し、自らが健康維持･増進に心がけることができる環境づくりを積極的に行います。

また、介護予防は、高齢者が「要介護状態になることを極力遅らせること」、または「要介護状態になることを未然に防ぐこと」、そして「すでに介護が必要な場合は、状態が悪化しないよう努め、改善を図ること」を目的にしています。

その重要性を周知し、増進に心がけることができる環境づくりをする必要があり、介護予防のための各事業を積極的に推進し、生涯にわたって健康で幸せな生活づくりを目指します。

１　疾病予防・健康づくりの推進	
（１）特定健康診査・がん検診等	
（２）特定保健指導	
（３）一般保健指導	
（４）予防接種	
（５）健康づくりの啓発～生活習慣病の予防	
２　介護予防・地域支援事業の充実	
（１）介護予防・生活支援サービス事業	① 通所型介護予防サービス事業 ② 訪問型介護予防サービス事業 ③ 介護予防ケアマネジメント ④ その他の生活支援サービス
（２）一般介護予防事業	① 介護予防普及啓発事業 ② 地域介護予防活動支援事業 ③ 介護予防把握事業 ④ 一般介護予防事業評価事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
３　在宅生活・介護支援の充実	
（１）在宅医療・介護連携の推進	
（２）認知症施策の推進	
（３）地域ケア会議の推進	
（４）生活支援サービスの充実	① 軽度生活援助（ホームヘルプサービス） ② ショートステイ ③ デイサービス ④ 高齢者グループハウス ⑤ 緊急通報システムの貸し付け ⑥ 家族介護手当の支給 ⑦ 寝具類等洗濯乾燥サービス ⑧ 家族介護教室の開催 ⑨ 一般廃棄物分別処理事業 ⑩ 高齢者交通費助成 ⑪ 老人クラブ会員への交通費助成 ⑫ 高齢者ポイント事業 ⑬ 高齢者除雪サービス
（５）虐待防止・権利擁護の推進	

３　生きがいづくりと地域福祉の推進【活力ある高齢社会のために】

高齢者一人ひとりが自分の個性と能力を最大限に発揮して、社会における役割を積極的に担い、活躍の場や機会がさらに広がるよう、生きがい活動の支援、社会参加･就業支援など生きがいづくりや社会参加施策を推進し、いきいきと安らげる高齢社会を目指します。

１ 高齢者の生きがい活動の促進	
（１）社会参加の促進	① 就労機会の拡大 ② 老人クラブ活動への支援
（２）生きがいづくりの促進	① 地域間交流の促進 ② 生涯学習の充実
２ 地域福祉の推進	
（１）地域で支える体制づくり	① 各種サービスの周知と利用促進 ② 相談・調整の体制づくり ③ 権利擁護の推進 ④ 社会福祉協議会の機能充実促進 ⑤ 地域ボランティアとの協働と育成
（２）認知症高齢者への支援の強化	① 地域予防活動の推進 ② 認知症高齢者の見守り事業 ③ 専門的な相談の活用促進
（３）福祉のこころの育成	① 学校等での福祉教育の充実 ② 地域での福祉教育の充実
（４）高齢者の安心・安全に向けた取組	① 災害に強いまちづくり ② 感染症に対する備え
（５）介護人材の確保・定着に向けた取組	

第４節　日常生活圏域の設定

各市町村は、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の地域別増加動向などを考慮し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活し続けることができるよう、地域にあった各種サービス提供を可能とする体系を確立するために「日常生活圏域」を定めます。

日常生活圏域は、小学校区･中学校区･旧行政区等、町独自の考え方によって様々な設定方法があります。

本町においては、地域の特性や人口規模等を踏まえて、サービスの提供体制を分散させないように、第８期計画と同様に日常生活圏域は町全域を１圏域と設定し、幅広い支援体制を構築します。

第３章　高齢者の現状と将来推計

第１節　高齢者等の現状

１　高齢者人口等の推移

本町の総人口は、毎年減少傾向で推移し、令和５（２０２３）年９月末時点では、２，７９４人となっています。

また、６５歳以上の高齢者人口は、減少が続く一方、総人口に占める６５歳以上の割合である高齢化率※1は、令和４（２０２２）年の４１．３２％をピークに、令和５（２０２３）年は４０．７３％となっています。

さらに、高齢者のうち、要介護認定や介護サービス利用の頻度が多くなる７５歳以上の後期高齢者※2の占める割合は、令和４（２０２２）年の２４．５２％をピークに、令和５（２０２３）年は２４．０９％となっています。

■本町の人口の推移　（単位：人、％）

区　分			平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）
総人口(A)			3,181	3,104	3,020	2,943	2,892	2,794
	40歳未満		892	874	845	809	777	746
		40-64歳	1,039	988	957	925	920	910
		65-69歳	271	276	269	262	237	227
		70-74歳	254	234	236	242	249	238
		75-79歳	257	262	241	233	222	214
		80-84歳	219	223	224	230	225	199
		85-89歳	157	162	155	145	157	143
		90歳以上	92	85	93	97	105	117
	40歳以上		2,289	2,230	2,175	2,134	2,115	2,048
高齢者人口(B)			1,250	1,242	1,218	1,209	1,195	1,138
	前期高齢者(C)		525	510	505	504	486	465
	前期高齢化率(C)/(A)		16.50%	16.43%	16.72%	17.13%	16.80%	16.64%
	後期高齢者(D)		725	732	713	705	709	673
	後期高齢化率(D)/(A)		22.79%	23.58%	23.61%	23.96%	24.52%	24.09%
高齢化率(B)/(A)			39.30%	40.01%	40.33%	41.08%	41.32%	40.73%

資料：住民基本台帳（各年９月末現在）

※１　高齢化率：高齢者の総人口に占める割合（６５歳以上の人口を総人口で除した比率）のこと。
※２　前期高齢者・後期高齢者：６５歳以上７５歳未満の高齢者を前期高齢者、７５歳以上の高齢者を後期高齢者という。

■高齢者人口の推移

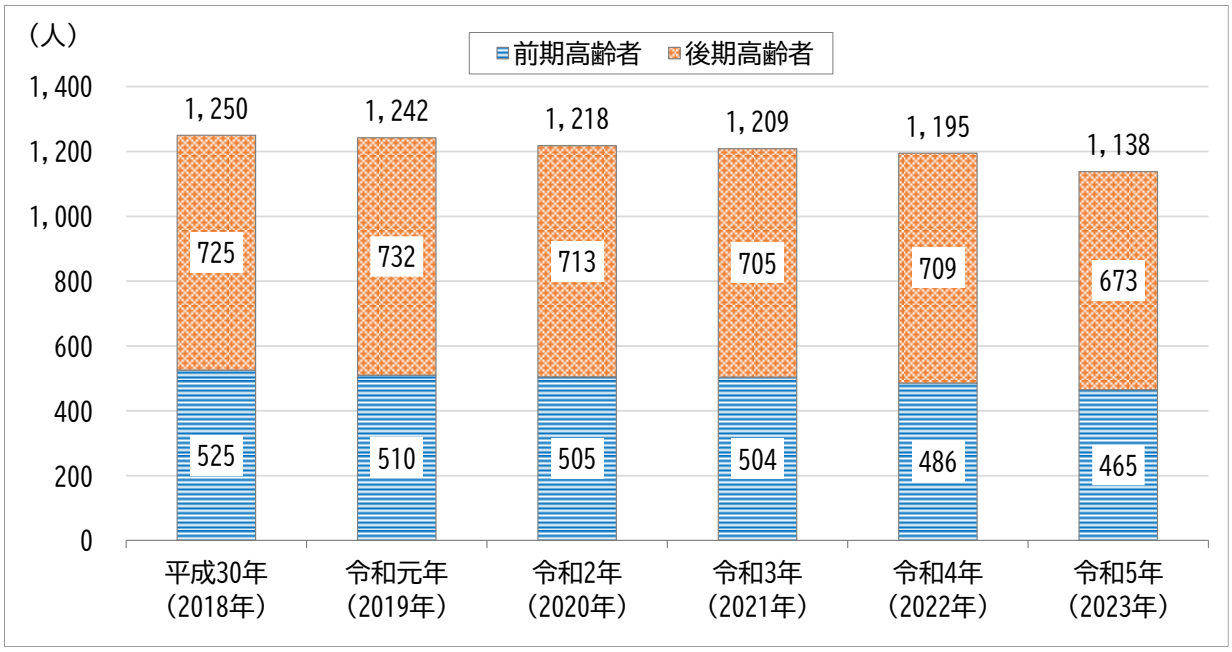

■高齢化率の推移

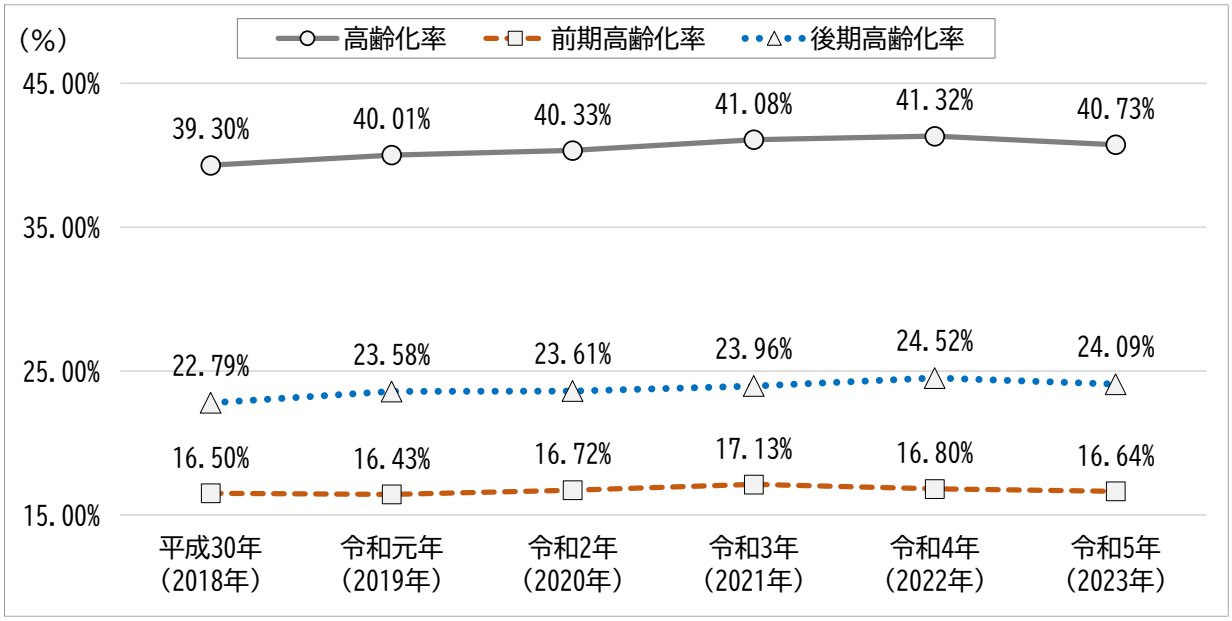

２　介護保険要介護等認定者の推移

本町の介護保険要介護（要支援）認定者※は、令和５（２０２３）年９月末時点で２２９人、高齢者人口に占める割合は２０．１２％となっています。

■介護保険要介護等認定者の推移　（単位：人、％）

区　分		平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）	令和 2 年（2020 年）	令和 3 年（2021 年）	令和 4 年（2022 年）	令和 5 年（2023 年）
65 歳以上人口		1,250	1,242	1,218	1,209	1,195	1,138
	要支援１	14	13	10	7	6	10
	要支援２	18	33	32	27	25	24
	要介護１	56	56	50	48	49	47
	要介護２	58	57	59	60	72	67
	要介護３	46	45	48	52	41	39
	要介護４	19	19	13	15	22	27
	要介護５	22	17	15	15	19	15
要介護等認定者		233	240	227	224	234	229
認定率		18.64%	19.32%	18.64%	18.53%	19.58%	20.12%

資料：介護保険事業状況報告　月報（各年９月末）

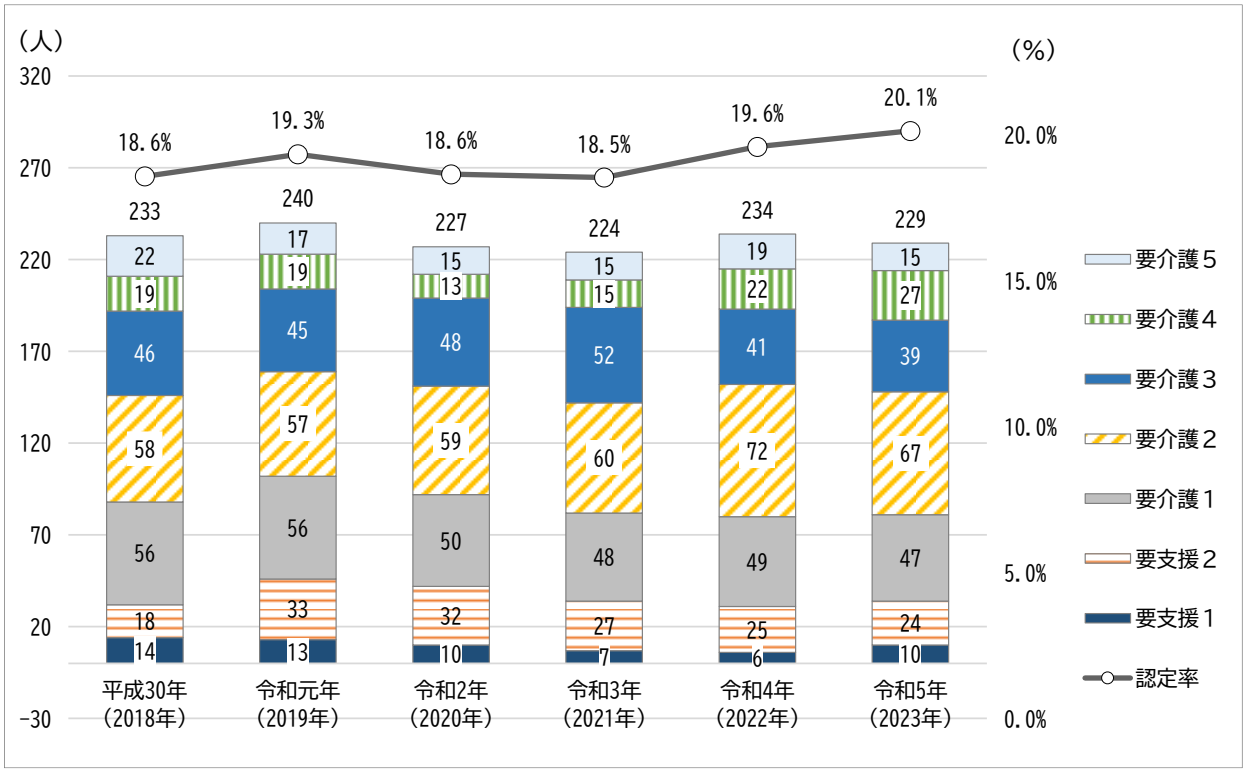

※認定者については、第１号と第２号被保険者数の合算

第２節　目標年次までの推計

１　総人口及び高齢者人口の推計

本町の総人口は、本計画終了年度の令和８（２０２６）年には２，６４６人になると推計され、６５歳以上の高齢者の人口は、令和８（２０２６）年に１，０５７人、高齢化率は３９．９５％になることが推計されます。総人口、高齢者人口は減少傾向、高齢化率は令和４（２０２２）年をピークに第９期計画期間中は低下が見込まれます。

■本町の人口の推移　（単位：人、％）

区　分	実績値			推計値				
	令和３年（2021 年）	令和４年（2022 年）	令和５年（2023 年）	令和６年（2024 年）	令和７年（2025 年）	令和８年（2026 年）	令和 12 年（2030 年）	令和 22 年（2040 年）
総人口（A）	2,943	2,892	2,794	2,748	2,699	2,646	2,448	1,984
40 歳未満	809	777	746	738	728	712	682	580
40-64 歳	925	920	910	899	888	877	807	623
65-74 歳	504	486	465	447	435	415	364	334
75 歳以上	705	709	673	664	648	642	595	447
40 歳以上	2,134	2,115	2,048	2,010	1,971	1,934	1,766	1,404
高齢者人口（B）	1,209	1,195	1,138	1,111	1,083	1,057	959	781
前期高齢者（C）	504	486	465	447	435	415	364	334
前期高齢化率（C）/（A）	17.13%	16.80%	16.64%	16.27%	16.12%	15.68%	14.87%	16.83%
後期高齢者（D）	705	709	673	664	648	642	595	447
後期高齢化率（D）/（A）	23.96%	24.52%	24.09%	24.16%	24.01%	24.26%	24.31%	22.53%
高齢化率（B）/（A）	41.08%	41.32%	40.73%	40.43%	40.13%	39.95%	39.17%	39.36%

※各年９月末の推計。令和６年以降は、コーホート変化率法により推計

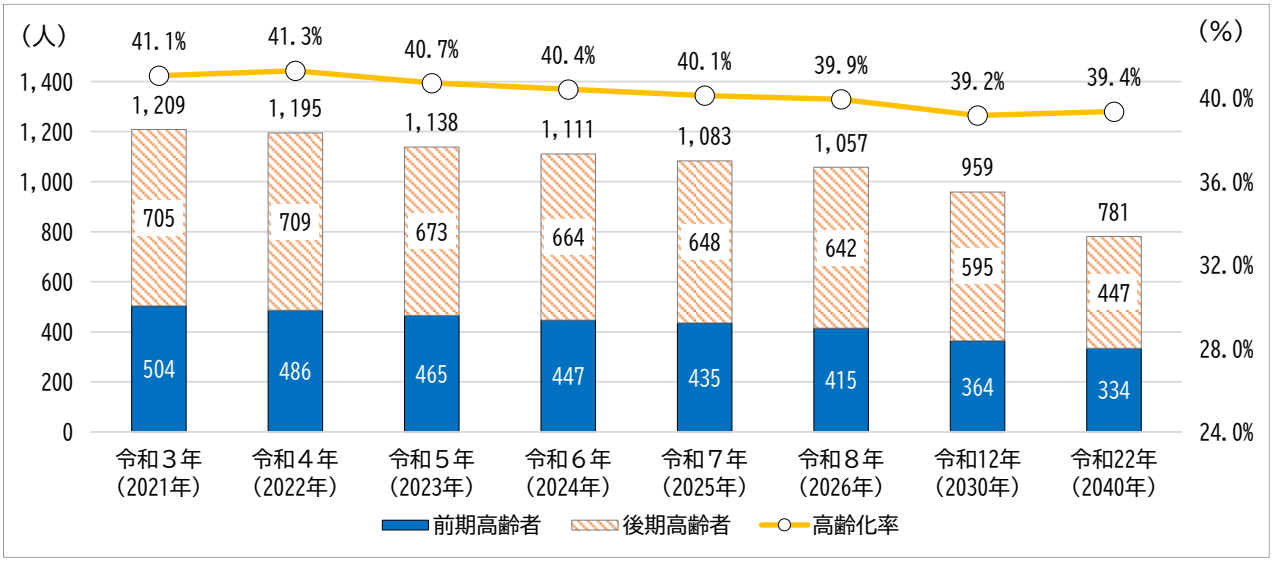

２　介護保険要介護等認定者の推計

本町の第９期計画における要介護等認定者数の推計は、令和３（２０２１）年から令和５（２０２３）年までの第１号※1、第２号※2被保険者数の人口推移を勘案し、要介護等認定者数を算出しています。

■第１号被保険者における要介護等認定者数の推計　（単位：人）

区分	実績値			推計値				
	令和３年（2021 年）	令和４年（2022 年）	令和５年（2023 年）	令和６年（2024 年）	令和７年（2025 年）	令和８年（2026 年）	令和 12 年（2030 年）	令和 22 年（2040 年）
要支援１	7	6	10	10	10	9	9	8
要支援２	27	25	24	24	24	24	21	16
要介護１	48	49	47	48	48	47	43	32
要介護２	58	70	66	65	63	63	56	44
要介護３	51	41	38	38	38	37	35	27
要介護４	15	22	27	28	30	30	29	22
要介護５	15	19	15	16	16	15	16	13
要介護等認定者	221	232	227	229	229	225	209	162
65 歳以上人口	1,209	1,195	1,138	1,111	1,083	1,057	959	781
認定率	18.3%	19.4%	19.9%	20.6%	21.1%	21.3%	21.8%	20.7%

※２０２１（令和３）～２０２３（令和５）年は実績、２０２４（令和６）年以降は推計（各年９月末現在）

■第２号被保険者における要介護等認定者数の推計　（単位：人）

区分	実績値			推計値				
	令和３年（2021 年）	令和４年（2022 年）	令和５年（2023 年）	令和６年（2024 年）	令和７年（2025 年）	令和８年（2026 年）	令和 12 年（2030 年）	令和 22 年（2040 年）
要支援１	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援２	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護１	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護２	2	2	1	1	1	1	1	1
要介護３	1	0	1	1	1	1	1	1
要介護４	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護５	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護等認定者	3	2	2	2	2	2	2	2

※２０２１（令和３）～２０２３（令和５）年は実績、２０２４（令和６）年以降は推計（各年９月末現在）

※１　市町村または特別区の区域内に住所を有する６５歳以上の住民
※２　第２号被保険者：市町村または特別区の区域内に住所を有する４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者

■第１号被保険者と第２号被保険者の要介護等認定者数の推計　（単位：人）

区分	実績値			推計値				
	令和３年（2021 年）	令和４年（2022 年）	令和５年（2023 年）	令和６年（2024 年）	令和７年（2025 年）	令和８年（2026 年）	令和 12 年（2030 年）	令和 22 年（2040 年）
要支援１	7	6	10	10	10	9	9	8
要支援２	27	25	24	24	24	24	21	16
要介護１	48	49	47	48	48	47	43	32
要介護２	60	72	67	66	64	64	57	45
要介護３	52	41	39	39	39	38	36	28
要介護４	15	22	27	28	30	30	29	22
要介護５	15	19	15	16	16	15	16	13
要介護等認定者	224	234	229	231	231	227	211	164

※令和３（２０２１）年～令和５（２０２３）年は実績、令和６（２０２４）年以降は推計（各年９月末現在）

■要介護等認定者数の推計　（単位：人）

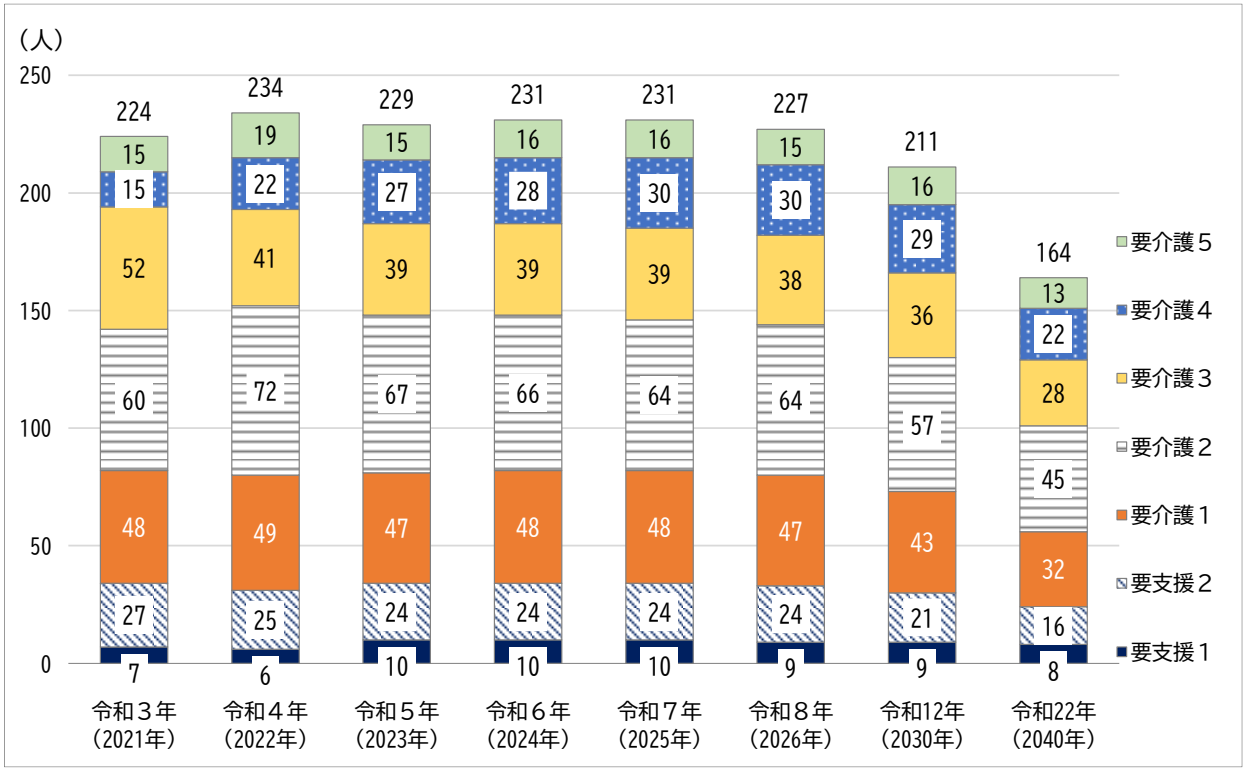

第３節　アンケートから見える現状と課題

１　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

（１）調査の概要

① 調査の目的

本調査は、小平町における第９期（令和６年度～令和８年度）介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定するにあたり、高齢者の地域（日常生活圏域）での生活の実態やニーズ、地域の課題などを的確に把握するために実施しました。

② 調査内容及び調査方法

本調査の対象者と調査方法は次のとおりです。

調査期間	令和５（２０２３）年７月
対象者	要介護１～５の認定を受けていない６５歳以上の高齢者 （一般高齢者と要支援１、２認定者等）から抽出した８００人
調査方法	郵送による配付・回収
有効回答票	５１６票
有効回答率	６４．５％

（２）調査の結果

◆家庭・生活状況

① 家族構成

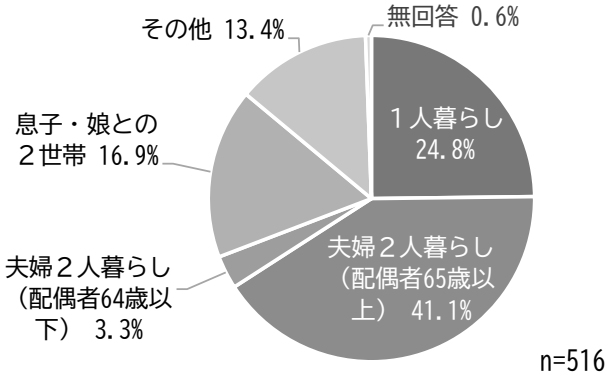

② 介護・介助の必要性

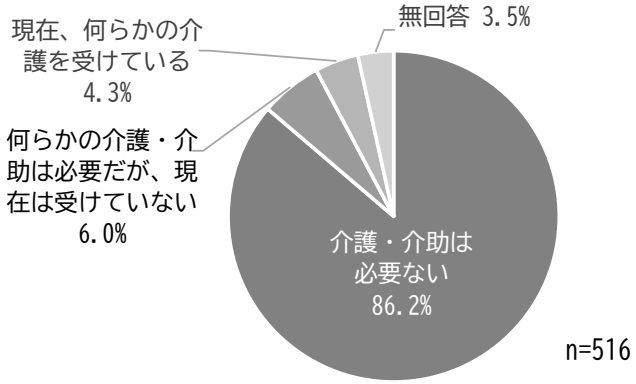

◆生活機能の評価

① 運動器機能のリスク判定

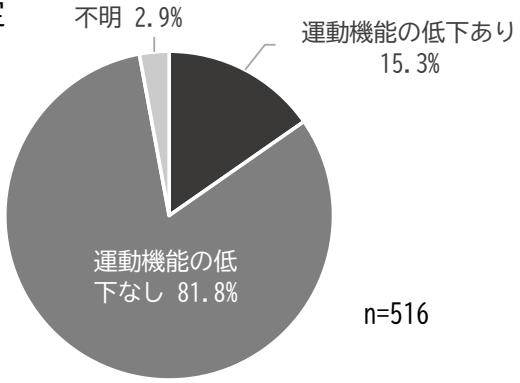

※「階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか」、「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか」など全５項目のうち３項目以上に該当する人を運動器機能のリスク該当者と判定します。

② 外出する際の移動手段

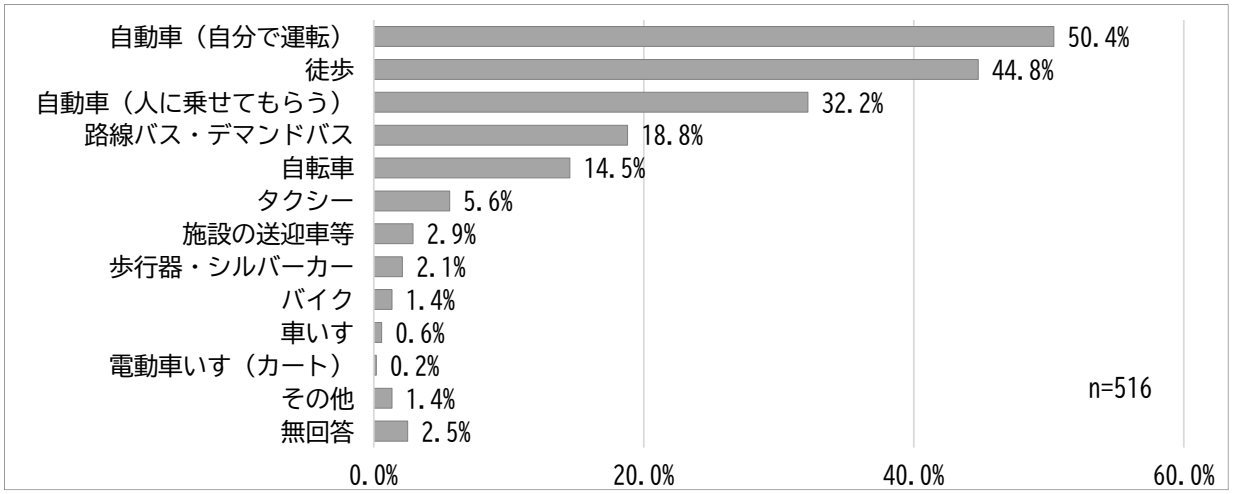

③ 認知機能低下の有無

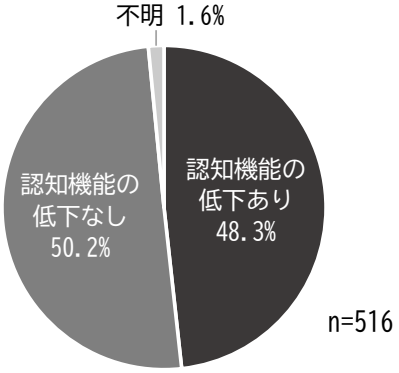

※「物忘れが多いと感じますか」という設問で「はい」と回答した人を「認知機能の低下あり」と判定します。

◆地域活動

① ボランティアへの参加頻度

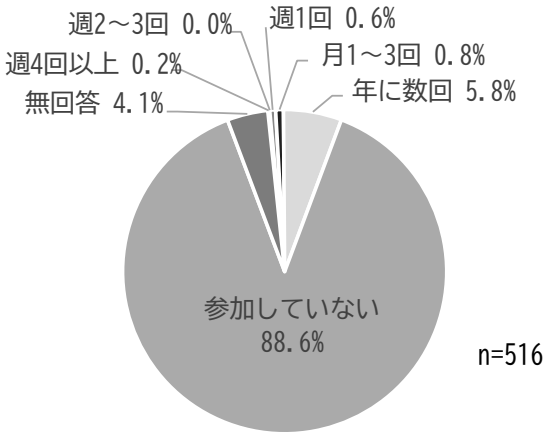

② 介護予防の通いの場（井戸端サロン、虹の会）への参加頻度

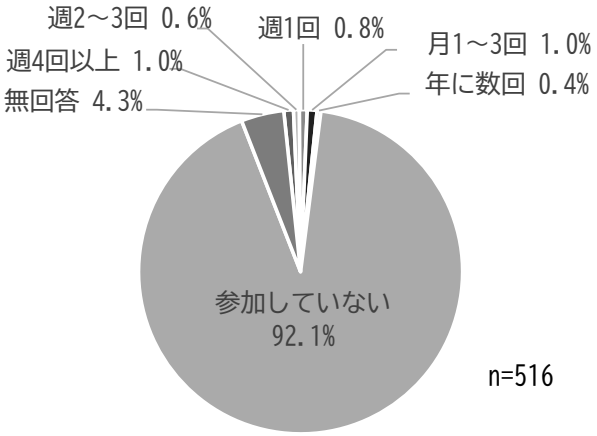

◆アンケートの結果からみた高齢者の現状等

① 要介護認定を受けていない６５歳以上の高齢者の状況をみると、家族構成では、「夫婦２人暮らし（配偶者６５歳以上）」が約４割（４１．１％）で最も高く、「１人暮らし」（２４．８％）が続いています。また、介護・介助の必要性では、約９割（８６．２％）が「介護・介助は必要ない」と回答しています。

② 運動器機能のリスク判定では、「運動器機能の低下あり」が約２割（１５．３％）でした。

③ 外出する際の移動手段では、「自動車（自分で運転）」が約５割（５０．４％）、「徒歩」が４割（４４．８％）で高くなっています。

④ 認知機能の低下の有無では、約５割（４８．３％）が「認知機能の低下あり」と判定されました。

⑤ 地域活動への参加状況をみると、ボランティアへの参加が７．４％、介護予防の通いの場（井戸端サロン、虹の会）への参加が３．８％、町内会・自治会が約４割（３６．８％）、趣味関係のグループが約１割（１３．８％）となっています。また、参加頻度では、ボランティアが「年に数回」（５．８％）、介護予防の通いの場（井戸端サロン、虹の会）が「週４回以上」と「月１～３回」（それぞれ１．０％）、町内会・自治会が「年に数回」（３２．９％）のペースで参加する方が多くなっています。

⇒本調査では、約９割の人が「介護・介助は必要ない」となっていますが、地域活動への参加割合は低くなっていることから、地域活動への参加促進が求められるとともに、生活機能におけるリスクが認められる方が一定数いることから、介護予防やフレイル予防といった、要介護状態になる前の対応が重要であることがわかります。

２　在宅介護実態調査

（１）調査の概要

① 調査の目的

本調査は、小平町における第９期（令和６年度～令和８年度）介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定するにあたり、要介護１～５の認定を受けて在宅で生活されている高齢者のニーズや地域課題などを的確に把握するために実施しました。

② 調査内容及び調査方法

本調査の対象者と調査方法は次のとおりです。

調査期間	令和５（２０２３）年７月
対象者	要介護１～５の認定を受けて在宅で生活をされている方（８５人）
調査方法	郵送による配付・回収及び戸別訪問による配布・回収
有効回答票	６８票
有効回答率	８０．０％

（２）調査の結果

◆要介護度･主な介護者

① 要介護度

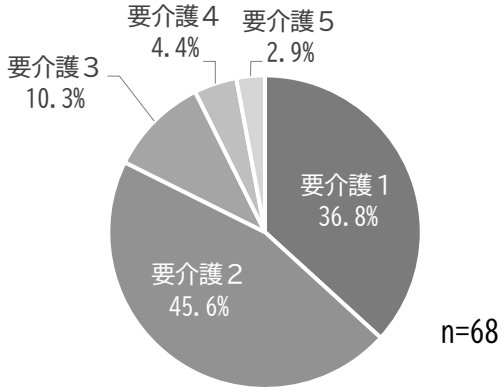

② 主な介護者

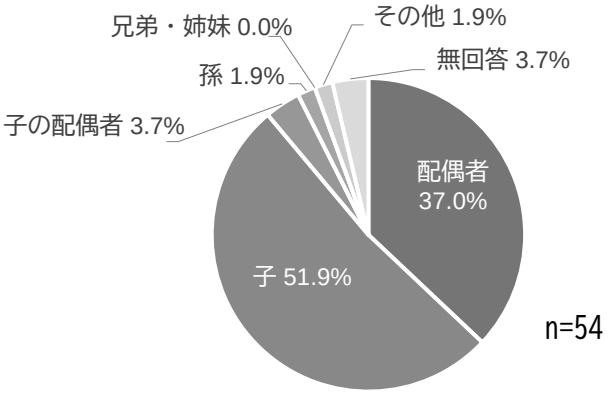

◆介護者が行っている介護･利用している介護サービス等

① 主な介護者が行っている介護等

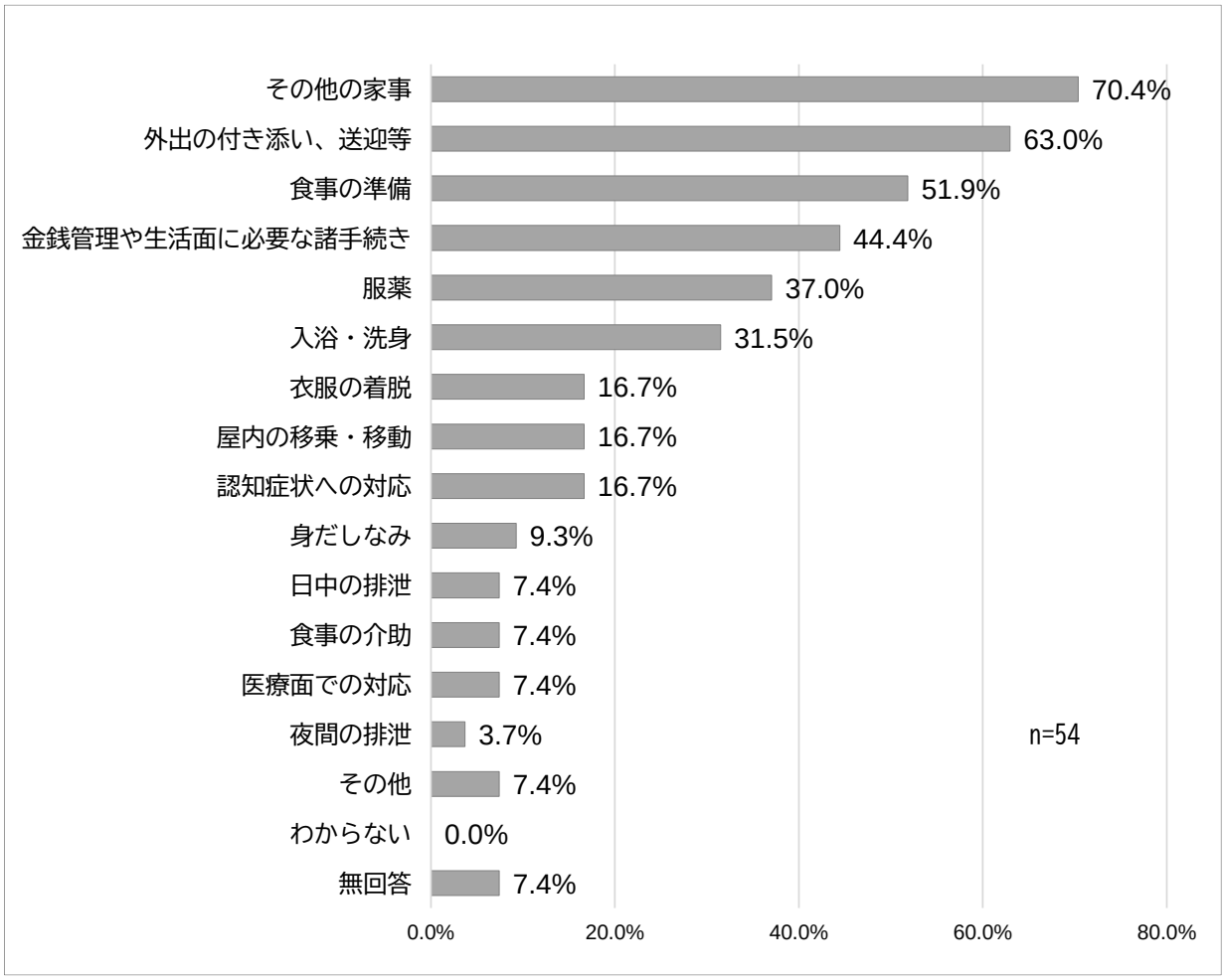

② 介護保険サービス以外のサービス利用

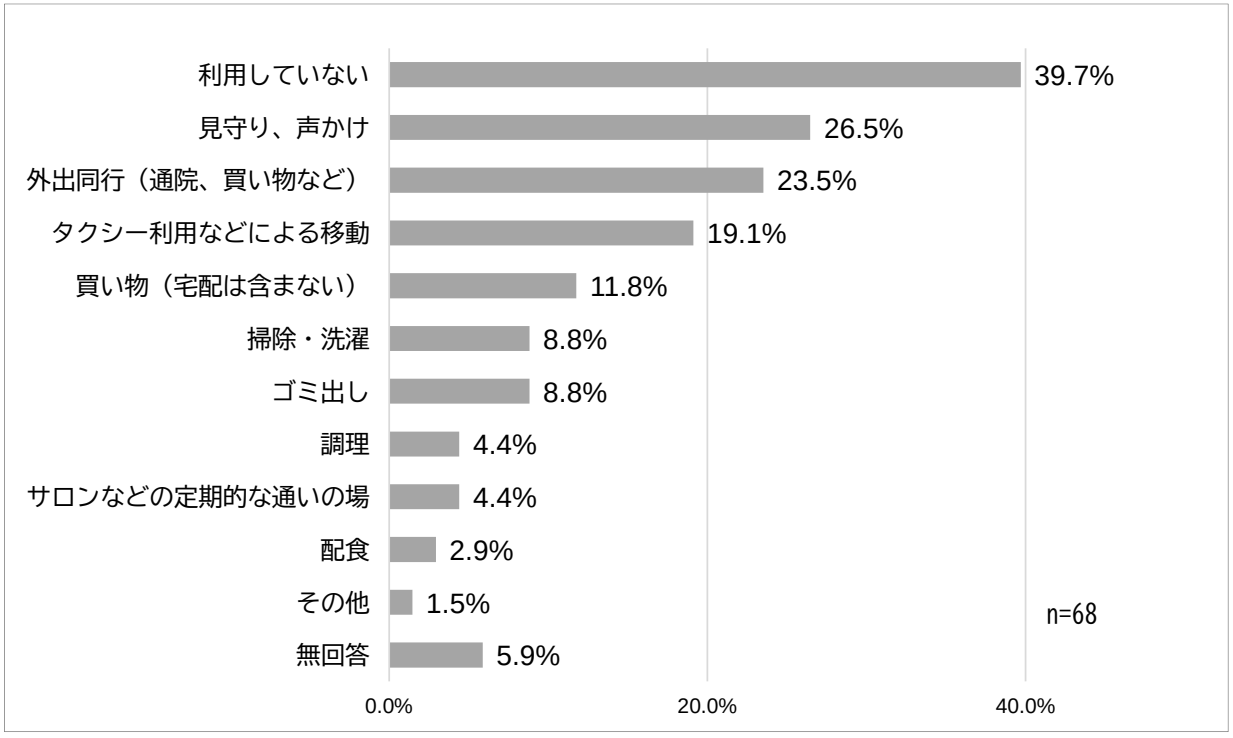

◆介護離職

① １年以内に介護離職した家族等

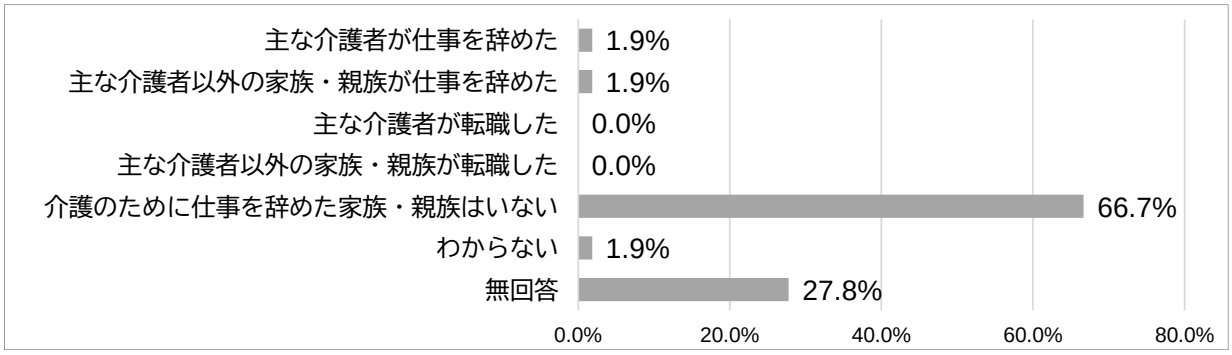

② 主な介護者の勤務形態

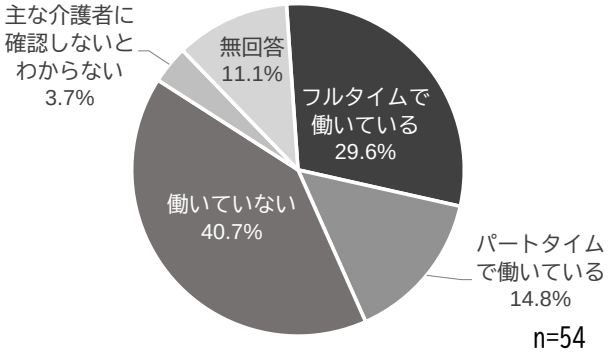

③ 介護で困っていること

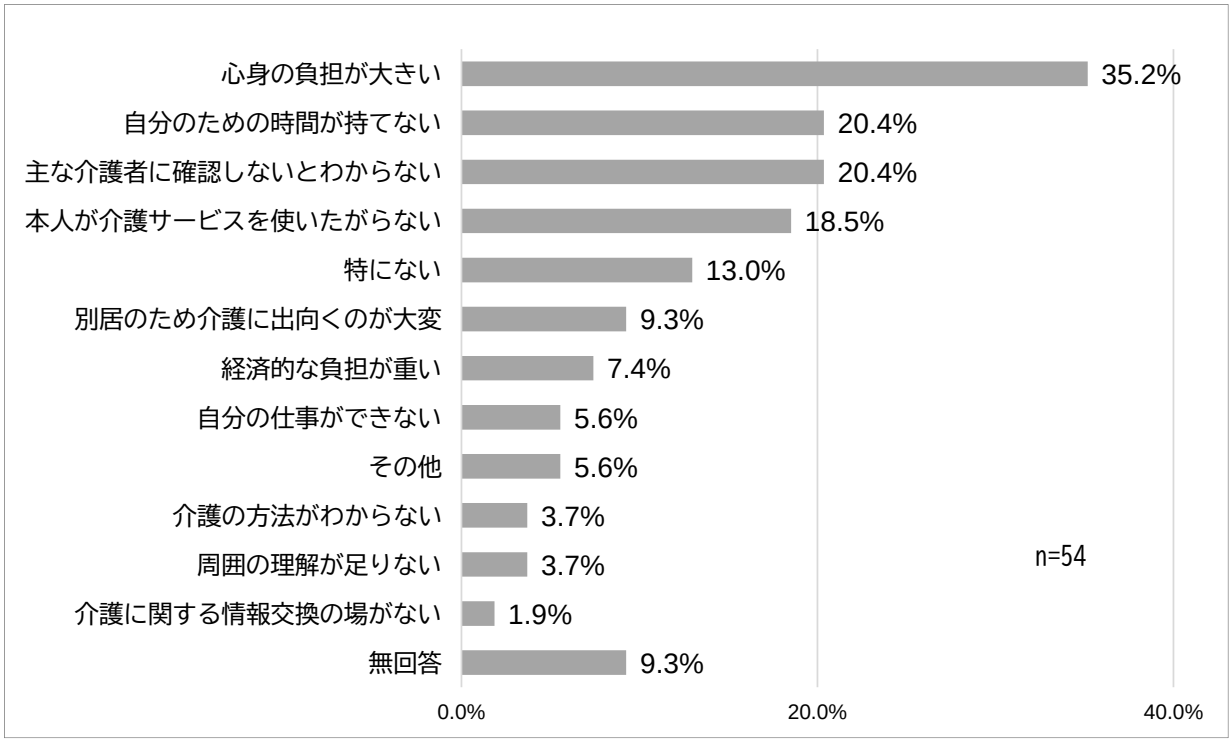

④ 小平町は暮らしやすい町か

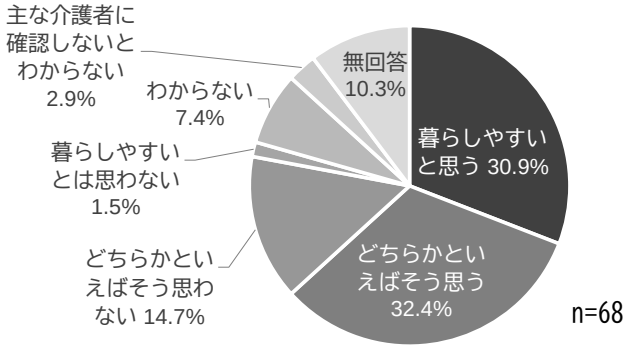

◆アンケートの結果からみた要介護者と介護者の現況と意識等

① 主な介護者は、「子」が約５割（５１．９％）「配偶者」が約４割（３７．０％）で高くなっています。

② 主な介護者が行っている介護等では、「その他の家事（掃除・洗濯・買い物等）」（７０．４％）が最も高く、「外出の付き添い・送迎等」（６３．０％）、「食事の準備」（５１．９％）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（４４．４％）、「服薬」（３７．０％）が続いています。

③ 介護保険サービス以外のサービス利用では、「利用していない」が約４割（３９．７％）となっています。具体的な利用サービスでは、「見守り・声かけ」（２６．５％）が最も高く、「外出同行（通院、買い物など）」（２３．５％）「タクシー利用などによる移動」（１９．１％）、「買い物（宅配は含まない）」（１１．８％）が続いています。

④ 介護離職についてみると、１年以内に介護離職した家族等は３．８％となっています。なお、主な介護者の勤務形態では「フルタイムで働いている」が約３割（２９．６％）、「パートタイムで働いている」が約１割（１４．８％）となっています。

⑤ 介護で困っていることでは、「心身の負担が大きい」（３５．２％）が最も高く、「自分のための時間が持てない」（２０．４％）、「本人が介護サービスを使いたがらない」（１８．５％）と続いています。

⑥ 介護を受けている方にとって本町は暮らしやすいまちだと思うかでは、「暮らしやすいと思う」（３０．９％）と「どちらかといえばそう思う」（３２．４％）を合わせた“暮らしやすい”が約６割（６３．３％）となっています。なお、“暮らしやすくない”は約２割（１６．２％）となっています。

⇒介護保険サービス以外のサービス利用では、見守り・声かけ、外出の付き添い・送迎等となっており、日常的な人と人とのつながりの重要性が感じられる結果となっています。引き続き、人口減少の中、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに地域共生社会の実現に向けた取組が求められます。

家族介護者等の介護離職については全国的に低い水準ではありますが、介護保険の理念

や介護サービスの利用に関する周知を図っていくとともに、重度化するまで認定を受けない状況を防ぐことが必要です。

高齢者福祉

第４章　充実した介護サービスの提供

第１節　介護保険サービスの充実

１　居宅サービス・介護予防サービス

（１）訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅に訪問し、食事・入浴・排泄等の介護や調理・洗濯・掃除等の生活支援（生活援助）を行います。訪問介護の利用者数は、ほぼ横ばいから減少、給付費は年によって増減し、中長期的には減少することを見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	49	45	60	57	57	58	49	40
	給付費(千円)	45,157	40,314	62,344	43,537	43,592	45,693	37,493	32,452

（２）訪問入浴介護

介護員・看護師が自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。介護予防訪問入浴介護は今後も利用者数をゼロで見込んでいますが、訪問入浴介護の利用者数及び給付費は、横ばいで見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	1	0	0	1	1	1	1	1
	給付費(千円)	440	149	0	263	263	263	263	263
予防	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0

（3）訪問看護

通所サービスの利用が困難な方を対象に、看護師等が自宅を訪問し、主治医の指示に基づき、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。訪問介護の今後の利用者数及び給付費は、ほぼ横ばいで推移していくものと見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	6	5	7	8	8	8	8	6
	給付費(千円)	1,860	1,977	2,815	1,851	1,853	1,853	1,853	1,278
予防	人数(人/月)	1	1	0	1	1	1	1	0
	給付費(千円)	654	388	0	196	196	196	196	0

（4）訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問し、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行います。訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用者数及び給付費は、ほぼ横ばいで推移していくものと見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	5	5	3	3	3	3	3	2
	給付費(千円)	1,143	1,004	712	687	688	688	688	476
予防	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1	1	1
	給付費(千円)	69	112	0	108	108	108	108	108

（5）居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士・看護師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。居宅療養管理指導の利用者数及び給付費は、ほぼ横ばいから微減していくものと見込んでいます。介護予防居宅療養管理指導の利用者数及び給付費は、ほぼ横ばいで推移していくものと見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	21	22	33	29	30	30	25	20
	給付費(千円)	1,840	2,340	3,448	3,239	3,321	3,321	2,779	2,182
予防	人数(人/月)	1	1	2	2	2	2	2	1
	給付費(千円)	54	84	116	113	113	113	113	57

（６）通所介護（デイサービス）

デイサービス等に通い、入浴・排泄・食事その他日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練等を行います。通所介護の利用者数及び給付費は、ほぼ横ばいから微減で推移していくものと見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	42	38	48	47	48	48	42	34
	給付費(千円)	40,664	36,711	38,878	37,507	38,835	38,835	33,724	27,435

（７）通所リハビリテーション

要介護者が介護老人保健施設・病院・診療所に通い、理学療法・作業療法・言語療法その他必要なリハビリテーションを受けるサービスです。通所リハビリテーションの利用者数及び給付費は、ほぼ横ばいで推移していくものと見込んでいます。介護予防通所リハビリテーションは、利用者数及び給付費をゼロで見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	9	5	4	4	4	4	4	3
	給付費(千円)	2,425	1,632	1,305	1,316	1,317	1,317	1,317	1,035
予防	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0

（８）短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴・排泄・食事その他日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練等を行います。短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用者数及び給付費は、ほぼ横ばいで推移していくものと見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	6	8	8	8	8	8	8	5
	給付費(千円)	8,631	9,888	13,066	9,748	9,760	9,760	9,760	5,912
予防	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1	1	1
	給付費(千円)	76	0	0	73	73	73	73	73

（９）短期入所療養介護（ショートステイ）

医療機関や介護老人保健施設などが、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行います。介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護の利用者数及び給付費は、ともにゼロで見込んでいます。

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和12（2030）	令和22（2040）
介護	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
予防	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0

(10) 福祉用具貸与

指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等を踏まえ、適切な福祉用具を選ぶための援助･取り付け･調整などを行い、福祉用具を貸与します。福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の利用者数及び給付費は、ともに横ばいから微減で推移していくものと見込んでいます、

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和12（2030）	令和22（2040）
介護	人数(人/月)	59	56	64	61	61	61	54	42
	給付費(千円)	7,728	7,790	8,958	8,610	8,809	8,809	7,673	6,116
予防	人数(人/月)	9	6	4	4	4	4	3	3
	給付費(千円)	379	260	212	187	187	187	140	140

(11) 特定福祉用具購入

福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。１年に１０万円までは費用の個人負担分のみで購入することができます。特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入の利用者数及び給付費は、ともに横ばいで推移していくものと見込んでいます。

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和12（2030）	令和22（2040）
介護	人数(人/月)	1	0	0	1	1	1	1	1
	給付費(千円)	288	140	0	202	202	202	202	202
予防	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1	1	1
	給付費(千円)	51	18	0	156	156	156	156	156

(12) 住宅改修

自宅で介護を受けるために必要な住居の改修について、定められた６種類の工事について介護保険が適用されます。１つの家屋につき２０万円までは費用の個人負担分のみで改修を行うことができます。介護予防住宅改修費は、利用者数及び給付費ともに、横ばいで推移していくものと見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1	1	1
	給付費(千円)	569	204	0	420	420	420	420	420
予防	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1	1	1
	給付費(千円)	300	36	0	300	300	300	300	300

(13) 居宅介護支援･介護予防支援（ケアマネジメント）

ケアマネジャー等が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡･調整を行います。居宅介護支援の利用者数及び給付費ともに横ばいから減少、介護予防支援の利用者数及び給付費は、横ばいから微減で推移していくものと見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	89	83	94	92	92	92	82	63
	給付費(千円)	15,659	14,835	16,069	16,544	16,605	16,605	14,822	11,392
予防	人数(人/月)	11	6	4	5	5	5	4	4
	給付費(千円)	584	345	215	274	274	274	220	220

(14) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウスなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。特定施設入居者生活介護は、利用者数及び給付費ともに、ほぼ横ばいの後、微減で推移し、介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者数及び給付費ともに、ほぼ横ばいで推移していくものと見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	10	13	12	12	12	12	12	9
	給付費(千円)	23,114	31,569	28,112	28,980	29,017	29,017	29,017	21,913
予防	人数(人/月)	1	1	1	1	1	1	1	1
	給付費(千円)	1,247	1,255	1,234	1,273	1,274	1,274	1,274	1,274

２　地域密着型サービス

（１）定期巡回･随時対応型訪問介護看護

日中･夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時対応を行うことで、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を２４時間支えるサービスを提供します。町内では事業所がありませんが、町外での利用者数及び給付費はほぼ横ばいから微減で推移していくものと見込んでいます。

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	3	3	3	3	3	3	3	2
	給付費(千円)	3,996	4,305	4,169	4,366	4,371	4,371	4,371	3,344

（２）夜間対応型訪問介護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、２４時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問します。「定期巡回」と「随時対応」の２種類のサービスがあります。夜間対応型訪問介護は、利用者数及び給付費をゼロで見込んでいます。

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0

（３）地域密着型通所介護（デイサービス）

利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあります。地域密着型通所介護は、利用者数及び給付費はほぼ横ばいで推移することを見込んでいます。

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	1	0	0	1	1	1	1	0
	給付費(千円)	181	0	0	184	184	184	184	0

（４）認知症対応型通所介護

認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、認知症の利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホームなど）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。認知症対応型通所介護は、利用者数及び給付費ともに、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。介護予防認知症対応型通所介護は、利用者数及び給付費をゼロで見込んでいます。

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和12（2030）	令和22（2040）
介護	人数(人/月)	2	2	2	2	2	2	2	1
	給付費(千円)	2,173	2,072	2,692	2,735	2,738	2,738	2,738	1,369
予防	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0

（５）小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と町民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護は町内で施設が整備されておらず、町外での利用者数及び給付費はゼロで見込んでいます。

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和12（2030）	令和22（2040）
介護	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	148	0	0	0	0	0	0
予防	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0

（６）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の利用者が、グループホームに入居し、家庭的な環境と町民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けます。グループホームでは、１つの共同生活住居に少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送ります。認知症対応型共同生活介護は、利用者及び給付費がほぼ横ばいで推移するものと見込んでいます。介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者数及び給付費をゼロで見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	6	3	3	3	3	3	3	3
	給付費(千円)	16,960	7,338	8,187	8,202	8,212	8,212	8,212	8,212
予防	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0

（７）地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた入居定員３０人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。要介護認定者のみが利用できるサービスです。地域密着型特定施設入居者生活介護は、利用者数及び給付費をほぼ横ばいで推移するものと見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	0	1	0	1	1	1	1	1
	給付費(千円)	0	2,119	0	2,308	2,311	2,311	2,311	2,311

（８）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員３０人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、利用者数及び給付費をゼロで見込んでいます。

区分		実績		見込み	推計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0

（９）看護小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的なサービスを提供します。看護小規模多機能型居宅介護は、利用者数及び給付費をゼロで見込んでいます。

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和12（2030）	令和22（2040）
介護	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0

３　介護給付施設サービス

（１）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、介護･看護･見守りの機能を併せ持つ、重度介護者や低所得要介護者等のための施設です。町内では１か所（５０定員）が整備されており、利用者数及び給付費ともに、ほぼ横ばいで推移していくものと見込んでいます。

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	35	33	32	32	32	32	32	25
	給付費(千円)	86,910	80,614	82,099	81,396	81,499	81,499	81,785	63,581

（２）介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設は、介護･看護･居住･見守りの機能を併せ持つ、入院後、病状が安定している要介護者がリハビリテーション等を行いながら在宅復帰を目指す入所施設です。町内では施設が整備されておりませんが、町外の施設利用者数及び給付費ともに、ほぼ横ばいから減少で推移していくものと見込んでいます。

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	9	13	16	16	16	16	15	11
	給付費(千円)	27,277	38,333	49,557	50,376	50,440	50,440	47,373	35,125

（３）介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。町内では施設が整備されておらず、利用者数及び給付費ともにゼロで見込んでいますが、今後の動向を注視していきます。

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和12(2030)	令和22(2040)
介護	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0

（４）介護療養型医療施設

長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、機能訓練や必要な医療、介護などを提供します。介護療養型医療施設は令和６（２０２４）年３月末で廃止されることから、利用者及び給付費は見込みません。

区　分		実　績		見込み	推　計				
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和12（2030）	令和22（2040）
介護	人数(人/月)	0	0	0					
	給付費(千円)	0	0	0					

第２節　地域包括支援システムの深化・推進

１　地域包括支援システムの深化・推進

介護保険法では、被保険者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保健医療・福祉・介護・自立した日常生活支援の施策を医療及び居住に関する施策との連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならないと定められています。

このため、本町では、要介護状態となっても住みなれた小平町で自分らしい暮らしを継続できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」及び地域包括支援システムを深化・推進し、高齢者が自身の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援すること、要介護（要支援）状態等となることへの予防や悪化を防止するための自立支援・介護予防に関する普及啓発、地域ケア会議の他職種連携強化による取組に努めてきました。

第８期計画においては、高齢者人口がピークを迎える令和２２（２０４０）年を見据え、地域包括ケアシステムの実現、地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な推進を確保しながら、「専門職関与」や他事業との連携による「一般介護予防事業の推進」、「ＰＤＣＡサイクルに沿った推進」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を図ってきました。

第９期計画では、地域包括ケアシステムを地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤と捉え、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進します。

地域包括支援センターについては、業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、属性や世代を問わない包括的な相談支援等の実施を目指します。

また、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めます。

さらに、デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備するとともに、給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化などによる保険者機能の強化を図るなど、地域包括支援システムの深化・推進に向けた取組を推進します。

■地域包括ケアシステムの目指す姿

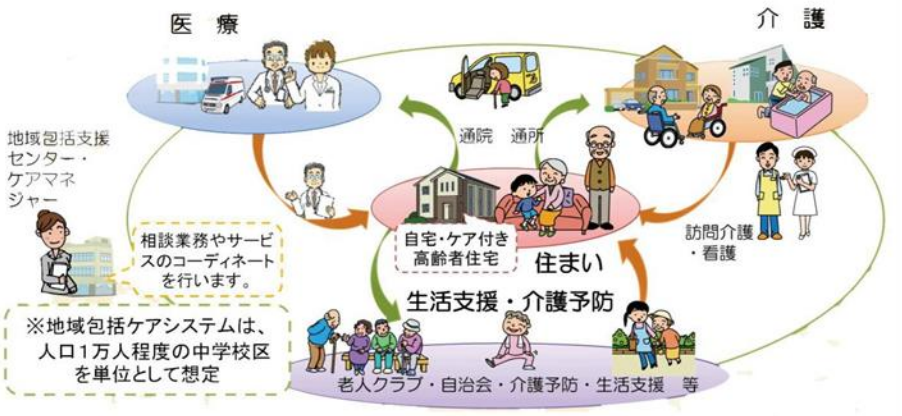

２　今後のサービス提供の方向性

１　介護サービス基盤の整備
○地域ニーズに応じた在宅サービスや施設のバランスの取れた基盤整備 ○将来の高齢化や利用者数見通しに基づく必要量の算出
２　医療・介護連携
○地域包括支援センターの体制整備（在宅医療・介護の連携） ○医療関係団体との連携
３　認知症施策の推進
○認知症初期集中支援チームによる支援
４　住まいの確保
○住宅施策と連携した居住確保
５　生活支援・介護予防
○自助、互助（町民組織・ボランティア）等による実施 ○社会参加促進による介護予防 ○虐待防止・権利擁護の推進 ○生活支援サービスの充実
６　高齢者の安心・安全の確保
○災害に強いまちづくり ○感染症への備え
７　介護人材の確保・定着
○介護人材の養成・確保や働きやすい職場づくりへの支援

第３節　介護給付適正化事業の推進

１　介護給付適正化事業

介護給付適正化事業は、介護給付費が適正に支給されているか、効果のある介護サービスが行われているか等の状況を正確に把握し、透明性が高く公正で効率の良い制度の運用を図るものです。

国では、介護給付適正化の主要３事業として、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検を位置付けています。

本町においても、下記の介護給付適正化事業を推進します。

（１）介護認定の適正化

要介護認定の新規及び変更申請について、直営の訪問調査員により実施します。更新申請についても、直営で実施しますが、遠方の場合、一部事業所へ依頼します。認定調査の内容を事後点検することにより、適正かつ公正な要介護認定の確保を図ります。

目標・計画値	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
介護認定の適正化	全体の確認		

（２）ケアプランの点検

ケアマネジャー等が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、点検及び支援を行います。

また、その計画内容が被保険者の生活に合わせた内容で自立及び維持を目的とした内容となり、被保険者及び家族、各サービス事業所、関係機関と連携が取れたケアプランとなっているか点検を強化していきます。

ケアプランの点検に併せて、従来からの住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査も実施します。

目標・計画値	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
ケアプランの点検	ケアマネジャー等１名につき１件		

（３）医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険連合会へ委託し、受給者の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数、提供されたサービスの整合性を点検し、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。受給者の複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検により早期に過誤を発見し適切な処置をします。

２　保険者機能強化推進交付金等を活用した取組

平成２９（２０１７）年の地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援･重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、ＰＤＣＡサイクルによる取組が制度化されました。

この一環として、自治体の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援･重度化防止等に関する取組を推進する「保険者機能強化推進交付金」が創設されました。

本町においても、交付金を活用した高齢者の自立支援･重度化防止等に関する取組、高齢者が健康でいきいきと暮らせる環境づくりを推進します。

第５章　介護予防対策等の推進

第１節　疾病予防・健康づくりの推進

１　特定健康診査・がん検診等

生活習慣病やがんなどの疾病の予防・早期発見・早期治療を目指し、特定健康診査、後期高齢者健診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウィルス検査、エキノコックス症検査、歯周病検診、骨粗しょう症検診をそれぞれ推進していきます。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の対象者・予備軍の抽出に重点を置いた特定健康診査は、生活習慣病予防を一層推進する観点から、国の基準に加え、ＨｂＡ１ｃ（ヘモグロビン・エーワンシー）、血清クレアチニン、心電図、眼底検査などの検査も付加して実施していきます。また、特定健康診査は、医療保険者が実施主体となっていますが、本町では、４０歳～７４歳の国民健康保険被保険者に加え、７５歳以上の後期高齢者を対象に後期高齢者健診を特定健康診査に準ずる検査項目で実施しています。

■特定健診の検査項目

測定対象		検査項目
身体測定		身長、体重、腹囲、ＢＭＩ（肥満度）
動脈硬化の危険因子	内蔵脂肪の蓄積	中性脂肪、ＨＤＬ（善玉）コレステロール、肝機能
	血管内皮障害	血圧、尿酸
	インスリン抵抗性	空腹時血糖、ＨｂＡ１ｃ、尿糖
	腎臓	尿蛋白、血清クレアチニン
その他の動脈硬化の危険因子		ＬＤＬ(悪玉)コレステロール
血管変化	心臓	心電図
	脳	眼底検査
血の固まりやすさ・貧血		ヘマトクリット、血色素（ヘモグロビン）、赤血球

※後期高齢者健診も同様

これらの健康診査・がん検診等は、その必要性や内容についての啓発の強化に努めるとともに、医療機関・検診センター等の協力を得ながら、受診しやすい環境づくりを図ります。

２　特定保健指導

生活習慣病は、内臓脂肪型肥満に起因する場合が多く、肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。

そのため、特定健診の結果、「メタボリックシンドロームの該当者・予備軍」として特定保健指導の対象者と判定された国保被保険者に対して、運動習慣の定着やバランスの取れた食生活などの生活習慣の改善に関する特定保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病や、生活習慣病が重症化した虚血性心疾患、脳卒中等の発症リスクの低減に努めていきます。

３　一般保健指導

健康増進法に基づく一般保健指導として①健康づくりの自主グループ・町内会・婦人会・老人クラブ等の地域の団体などの健康学習の集まりに対する「いきいき健康出前講座」、②小平地区で行う健康栄養相談、③電話・来庁による相談などを実施しています。

今後も、介護保険法に基づく介護予防事業や、「高齢者の医療の確保に関する法律」による特定保健指導との役割分担のもと、きめ細かな指導・支援などに努めます。

４　予防接種

予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を未然に防ぐため、予防接種の勧奨に努めます。特に高齢者に対しては肺炎球菌やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の予防接種を勧奨し、病気の重篤化による寝たきり防止に努めます。

５　健康づくりの啓発

高齢者をはじめ誰もが、主体的に行える健康づくりを推進するためには、何よりも、町民一人ひとりが「自らの健康は自らつくる」という意識を持ち、主体的な取組を進めることが大切です。

そのため、広報や町ホームページなどの媒体や各種教室などにより、「運動・栄養・休養」を基本とした健康意識づくりや健康づくりの知識の普及に努めます。

第２節　介護予防・地域支援事業の推進

高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる地域包括ケアシステムの構築には、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの充実」、「虐待防止・権利擁護の推進」が重要です。これらを推進・充実していくための合議体による体制づくりや関係機関・民間企業・町内会等の多職種と連携し、事業の施策展開や組織化を行います。

１　在宅医療・介護連携の推進

今後、医療・介護ニーズが高い高齢者の増加が見込まれる中、入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供するためには、地域での医療・介護連携の強化が重要です。

そのため、体制づくりとして、在宅医療・介護に関わる多職種が連携して課題を抽出し、解決策を話し合う会議や、相互の職種を理解するための研修会を実施するとともに、医療・介護などの事業所の把握のための資源マップの作成、在宅医療・介護サービスを切れ目なく一体的に提供するための体制構築、町民への普及啓発の取組など、医療と介護の密接な連携による支援体制を構築します。

■在宅医療・介護連携の推進の主要事業

①地域の医療・介護資源の把握	○留萌保健医療福祉圏域推進会議「在宅医療・ケア専門部会」にて、資源の一覧を作成、医療機関、介護・福祉事業所に配布、毎年情報をアップデートしており、今後も継続して実施します。
②在宅医療・介護連携の課題の抽出	○地域の医療機関やケアマネジャーなどの介護関係者が参画する留萌保健医療福祉圏域推進会議「在宅医療・ケア専門部会」、連絡調整委員会にて在宅医療・介護連携における課題と対応策を協議しており、今後も継続して実施します。
③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	○医療・介護関係者の出席する地域ケア会議、高齢者支援活動などを通して課題を把握し、対応に向けた検討を行っており、今後も継続して実施します。 ○留萌保健医療福祉圏域推進会議「在宅医療・ケア専門部会」にて、「入退院時連携シート」の運用を行っています。シートの運用により入退院時の連絡が確実に行えるようになっており、今後も継続して実施します。

④在宅医療・介護連携に関する相談支援	○在宅医療・介護連携を支援するための相談窓口を設置し、地域包括支援センター職員３名により、地域の医療・介護関係者からの相談を常時受けています。今後も地域の状況に合った形で継続して実施します。 ○入退院の際には、介護サービスを利用しているすべての高齢者等について、医療、介護関係者と連絡を行い、必要なサービスに結び付けており、今後も継続して実施します。 ○地域包括支援センターにより、地域の医療・介護関係者からの相談を常時受けています。相談会としては実施していませんが、今後も地域の状況に合った形で常時相談を受け付けます。
⑤町民への普及啓発	○資源やサービス利用に関する一覧の資料を作成し、個別支援の場面や集団教育にて配布しています。町民への普及啓発については、今後も継続して実施します。
⑥医療・介護関係者の情報共有の支援	○留萌保健医療福祉圏域推進会議「在宅医療・ケア専門部会」にて、「入退院時連携シート」の運用を行っています。入退院時の連絡が確実に行えるようになっており、今後も継続して実施します。
⑦在宅医療・介護関係者の研修の実施	○町内外の医療･介護関係者が多職種連携について理解を深められるよう課題に沿った医療と介護の連携研修会を実施しています。コロナ禍のため令和３（２０２１）年度、令和４（２０２２）年度はウェブで実施し、令和５（２０２３）年度はウェブと会場のハイブリット開催とし、グループワークを実施できました。今後も感染の流行状況等に合わせた開催方法で、継続して実施します。

２　認知症施策の推進

北海道の認知症高齢者数は、令和２２（２０４０）年には約３６～４３万人になると推計されています。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

令和５（２０２３）年６月に成立、公布された、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「認知症基本法」という。）には、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、全ての認知症の人が自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることや、国民の認知症に対する正しい知識や理解を深めること等が基本理念として定められています。これらの基本理念を踏まえ、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

認知症の人の意思が尊重され、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識や理解を深めるための普及・啓発の取組を進めるとともに、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築を進めます。

また、認知症高齢者等やその家族が安心して気楽に集うことができる場の提供に努めます。

■認知症施策の推進の主要事業

①認知症の予防に向けた取組の支援強化	○「脳の健康教室」、「体操教室」、老人クラブなどの集いの場において、認知症予防の普及を行っており、今後も継続して実施します。 ○「介護予防教室」、老人クラブなどの集いの場において、生活習慣病予防、重症化予防の普及を行っており、今後も継続して実施します。 ○脳の活性化につながる「脳の健康教室」については、コロナ禍において感染流行状況により参加が減っていたことから、今後拡充を進め、参加促進を図ります。
②認知症初期集中支援チームによる認知症の人への早期支援	○家庭奉仕員での安否確認、介護サービス事業者、医療との連携により、早期に変化に気づいて対応し、成人の総合健診でも早期の対応の大切さを周知しており、今後も継続して取り組みます。 ○認知症サポート医、医療職、福祉職で構成する認知症初期集中支援チーム会議を毎月１回開催しており、今後も継続して開催します。 ○認知症高齢者等やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護サービスが受けられるよう高齢者、家族からの相談に応じて、医療機関と連絡を行っており、今後も継続して対応を行います。
③認知症の理解を深めるための普及啓発の促進	○小・中学校での認知症サポーター養成講座はコロナ禍により、令和２（２０２０）年度から開催はなかったものの、地域おいては、毎年民生委員、ボランティア団体等に講座を開催しました。地域における講座を継続実施するとともに、感染状況を勘案しつつ、小・中学校の講座再開を目指します。 ○令和４（２０２２）年度に認知症の人への関わり方を具体的に学ぶステップアップ講座開催をボランティア団体と検討していましたが、コロナ禍により中止となりました。令和５（２０２３）年度から開催方法を再度検討しており、開催に結び付けます。 ○ステップアップ講座と連動して、チームオレンジの設置を検討しています。ボランティア活動の中で、昔からのメンバーとして認知症の人を支えてもらうよう支援します。 ○認知症の理解を深めるため、広報折込、ホームページや介護予防講座にて啓発を行っており、今後も継続して実施します。

３　地域ケア会議の推進

地域の高齢者が尊厳を保持して、その人らしい主体的な生活を継続できるよう、高齢者のニーズに応じた多様な社会資源の適切な活用を支援する包括的･継続的ケアマネジメントの実施が期待されています。

このような高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を検討するため、地域ケア会議を開催します。

地域ケア会議は、地域包括支援センターを主に、その他関係する機関等の多職種が連携して、個々の高齢者に対する最適な支援方法やサービスの利用などの検討を行います。

また、個別支援の取組を重ねることにより、地域の実情に応じたネットワークの構築を進めるとともに、地域の課題を把握し、全町的な高齢者施策に反映させ、政策形成につなげます。

■地域ケア会議の推進の主要事業

①個別事例による地域ケア会議の充実	○多くの高齢者が地域で安心して暮らせるよう、ケアマネジメントを担うケアマネジャーも参加し、地域ケア会議を毎月開催しています。今後も地域課題の見える化とネットワークの活用につながるよう継続して開催します。
②地域課題の発見･把握、地域づくり・資源開発の検討等のための地域ケア会議の推進	○地域課題の発見・把握、地域づくり・資源開発の検討等のため、地域ケア会議での地域課題について、地域包括運営協議会に提出しており、今後も継続して実施します。
③地域包括支援センターの充実	○地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の中核的役割を担っており、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの推進、地域ケア会議の推進など密接に関わることから、その機能強化が求められています。 ○現在、センター職員３名と、家庭奉仕員３名で各種事業を展開しており、今後も、継続的に安定した運営を推進するために、地域包括支援センター運営協議会と連携し、適切な評価の実施に取り組みます。

４　虐待防止・権利擁護の推進

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者が尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、関係機関との緊密な連携のもと、虐待を受けた高齢者に対し迅速かつ適切な対応を行います。

また、町民や介護サービス事業者などに対し、高齢者虐待防止に関する啓発や通報窓口の周知を行います。

今後、高齢者の増加とともに介護保険サービスを始めとする各サービスの利用契約、金銭・財産の管理が困難な認知症高齢者の増加が予測されることから、高齢者の判断能力が低下した場合でも安心して生活できるよう権利擁護事業の推進に努めます。

■虐待防止・権利擁護の主要事業

①高齢者の虐待防止対策の充実	○広報折込、ホームページ等で虐待防止に関するチラシを配布し、虐待防止に関する町民周知を図ります。 ○関係機関とのネットワークにより、迅速な対応と適切な支援を行います。
②権利擁護の推進	○小平町成年後見制度利用支援事業設置要綱の運用を適切に行います。 ○成年後見制度について老人クラブで周知を行っており、今後も周知活動を継続実施します。 ○町民の視点で支援を行う「市民後見人」の育成とともに、市民後見人の活動が安定的に実施することができる体制の整備を図ります。
③高齢者の生活安全	○独居、後期高齢者世帯を中心に、家庭奉仕員が安否確認訪問（１人に１か月１～２回）を行っており、今後も継続して実施します。 ○消費者被害や詐欺行為を防止するため、訪問、老人クラブ等において、啓発を実施しています。相談を受けた際には、関係機関に連絡しており、今後も継続して実施します。

5　介護予防･生活支援サービス事業

元気なうちから切れ目なく、町民主体の地域に根ざした介護予防活動を推進し、またリハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組と、高齢者が見守り等の生活支援の担い手として活動するなど、生きがいと役割づくりによる互助を推進します。

対象者は、要支援認定を受けた人と基本チェックリストの該当者です。

■対象者把握の実績と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
チェックリスト該当者	人	34	30	29	27	27	26
要支援認定者	人	31	38	33	32	31	31

（１）通所型介護予防サービス事業

機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します（デイサービス）。

〇既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護

〇生活機能を改善するための運動器の機能向上等の短期集中サービス

■年間利用者の推移と見込み（延べ人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
既存の事業所によるサービス	人	276	263	240	260	265	270
短期集中サービス	人	137	324	280	288	280	270

（２）訪問型介護予防サービス事業

掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します（ホームヘルプサービス）。

〇既存の通所介護事業所による身体介護･生活援助の訪問介護

■年間利用者の推移と見込み（延べ人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
既存の事業所によるサービス	人	63	52	40	45	48	48

（3）介護予防ケアマネジメント

総合事業によるサービス等が適切に利用できるようケアマネジメントを実施します。チェックリスト該当の希望者全員に、介護予防ケアマネジメントを実施し、随時計画の見直しを行います。

■年間利用者の推移と見込み（延べ人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
ケアマネジメント実施人数	人	34	30	29	28	27	27

（4）その他の生活支援サービス

ひとり暮らし高齢者への見守りなどを提供します。

家庭奉仕員が独居、後期高齢者世帯を中心に訪問し、安否確認を行います。

■年間利用者の推移と見込み（延べ人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
安否確認訪問	人	3,799	3,572	3,500	3,550	3,500	3,500

６　一般介護予防事業

高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど高齢者を取り巻く環境なども含めたバランスの取れたアプローチができるように介護予防事業を見直し、町民の通いの場を充実させるなど、継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

また、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防の機能強化を図ります。対象者は、全ての第１号被保険者及びその支援のための活動関係者です。

介護予防のため体操教室や公文の脳トレを２地区で開催します。地域の自主的な活動を行っている団体には、町も参加協力及び情報提供を行い、活動の促進のため研修等への参加を勧奨し意欲の向上を図ります。

（１）介護予防普及啓発事業

介護予防教室等を開催し、介護予防についての知識を広く普及し、また地域における自主的な活動を育成し、介護予防活動の拡大を支援する事業です。

■参加人数の推移と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
口腔機能向上教室	人	44	41	28	25	25	25
脳の健康教室	人	18	15	14	14	13	12
元気アップ体操教室	人	48	44	39	35	35	30

（２）介護予防把握事業

収集した情報等の活用により、引きこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげる事業です。

地域ケア会議の情報や基本チェックリストにより、引きこもりや運動不足である者を把握し、体操教室･脳トレ･群来の会等への参加を促したり、周知活動を行います。

■年間実施人数の推移と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
基本チェックリスト実施人数	人	102	108	100	105	110	110

（３）一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の評価を行うことでより効果的な施策展開につなげるため、介護保険事業計画に定める目標値の達成状況を検証します。

（４）地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を強化するため、老人クラブやサロン等、町民主体の通いの場などへ専門職等が訪問し、指導･助言する事業です。

老人クラブやサロンに赴き、体操の指導や保健指導、介護サービスについての助言を行います。

第３節　在宅生活･介護支援の充実

１　生活支援サービスの充実

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯など生活支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置や協議体の運営により、地域のニーズに合った多様な生活支援サービスを民間企業や町民等の参加により提供し、高齢者の継続的な在宅生活を支援することが重要となります。

今後の生活支援は、すでに民間企業によって提供されているサービスを利用するほかに、地域の互助によって提供される場合も想定されますが、既存の社会資源だけでは対応できない生活支援ニーズに対しては、新たに支援の仕組みやサービスを生み出す必要があり、関係者による継続的な検討により整備を図ります。

また、地域の中で生きがいや社会的な役割を持つことにより、介護予防につながることから、高齢者自身が生活支援の担い手として活躍できるよう取組を進めます。

（１）軽度生活援助（ホームヘルプサービス）

軽度生活援助として、在宅のひとり暮らし高齢者などを対象として、自立した生活を支援するために、ボランティアなどを主体として外出･散歩の付き添いや食材の買い物などの軽易な日常生活上の援助を行います。

（２）ショートステイ

高齢者の要介護状態への進行を予防するために、一時的（７日間以内）に宿泊し、生活習慣等の指導を行います。

（３）デイサービス

デイサービスセンターへ通所して、健康チェックや入浴、食事などのサービスを受けることで、日常生活の自立を支援します。

現在は指定管理者により運営しており、施設の維持･修繕（大規模なものに限る）等は町で行います。

（1）～（3）のサービスは、ここ数年の利用はありませんが、自立支援のための必要な制度は今後も維持していきます。

（４）高齢者グループハウス

高齢者グループハウスは、高齢者等に対して介護予防支援機能、居住機能等のほか、自立した日常生活を営むことができるよう在宅福祉の充実を図ることを目的とした施設です。現在本町には、「やすらぎ荘」（定員９名）と「はまなす荘」（定員７名）の２施設があります。

おおむね６５歳以上の町民であり、要介護認定において「自立」と判定された独居及び夫

婦世帯を対象に、介護予防機能等の在宅福祉の充実を図るべく、入退去の管理、施設の維持・修繕等を行います。

空室が出た際は町広報等で周知し、入居者を募ります。

（５）緊急通報システムの貸し付け

町内に居住しているおおむね６５歳以上のひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者等を対象に、緊急通報機器を貸与し、通報者と健康相談等も含め相談業務を行い、要請があれば消防等への関係機関へ連絡を行います。急病や災害等の緊急事態の対処に留まらず、気軽な相談相手として連絡体制を取ることにより、日常生活を安心して過ごせることを目的としています。

地域包括支援センター等と連携し、貸与の対象となる高齢者に対して声かけを行い、利用を促します。

■年間利用者実績と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
利用者数	人	57	46	42	42	42	42

（６）家族介護手当の支給

居宅で６か月以上継続して常時臥床状態にある被介護者の日常生活を無報酬で介護する町民に対し、日常の介護の労をねぎらうとともに、介護家族の福祉増進を図ることを目的として、介護度や身体の状況、介護サービス利用の有無等により５千円～１万５千円の手当を支給します。

地域包括支援センター等と連携し、支給対象となる町民に対して声かけを行います。

■年間支給実績と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
支給者数	人	1	0	2	2	2	2

（７）寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

社会福祉協議会と連携して、６５歳以上の独居老人や虚弱者、７５歳以上の夫婦世帯に対し、無料で布団の丸洗い乾燥サービス、消毒等のサービスを行います。

■年間利用世帯数の実績と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
利用世帯数	世帯	62	49	63	60	60	60

（８）家族介護教室（認知症サポーター養成講座）

高齢者を介護する家族を対象として、認知症サポーター養成講座を開催します。

■年間開催回数の実績と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
認知症サポーター養成講座開催回数	回	0	2	2	3	3	3

（９）一般廃棄物分別処理事業

おおむね７５歳以上の単身･夫婦世帯、単身世帯の障がい者の世帯に対し、一般廃棄物の分別処理を町が代わって行います。

■年間利用世帯数の実績と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
利用世帯数	世帯	12	12	13	15	15	15

（10）高齢者交通費助成

６５歳以上の高齢者に対し、町内各停留所間の運賃が無料になる「乗車券」（小平町デマンドバス･沿岸バス）やタクシー助成券を、３０枚を限度に交付します。

制度の周知については、町広報等によって行います。

■年間乗車券発行者数の実績と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
乗車券発行者数	人	291	241	267	270	270	270

（11）老人クラブ会員への交通費助成

練習場所の確保が難しい老人クラブ会員（本郷･寧楽地区）を対象に、ゲートボール練習場までの移動の利便性を確保するために、交通費の助成を行います。

また、本郷･寧楽の老人クラブ会員を対象に、ゲートボールの練習場所までの往復運賃を無料とする「乗車券」を、年間２０枚を限度に交付します。

■年間乗車券発行者数の実績と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
乗車券発行者数	人	3	3	1	3	3	3

（12）高齢者ポイント事業

６５歳以上の高齢者に対し、健康づくりや社会活動等の参加に対してポイントを付与し、蓄積されたポイントに応じて商品券を交付することにより、高齢者の方々の健康維持や介護予防、社会参加の促進を図ります。

制度の周知は、町広報等によって行います。

■年間登録者数の実績と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
登録者数	人	359	292	255	290	290	290

（13）除雪サービス

社会福祉協議会と連携して、おおむね６５歳以上の独居及び高齢夫婦世帯を対象に、社会福祉協議会と連携し積雪処理、緊急避難用としての窓やベランダの除雪サービスを行い、町民の安全確保を図ります。

積雪処理にあたっては巡回訪問を行い、世帯の安否確認も同時に行います。

■年間利用世帯数の実績と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
利用世帯数	世帯	95	55	88	90	95	95

２　老人福祉施設サービス

（１）養護老人ホーム

経済的･環境的な理由により自宅での生活が困難な高齢者が市町村の措置により入所する施設です。本町に施設はありませんが、町外の施設において利用者がいるため、令和８（２０２６）年度まで１名の利用を見込んでいます。

■年間利用者実績と見込み（実人数）

		実　績			計　画（見込み）		
	年度	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
利用者数	人	2	1	1	1	1	1

（２）軽費老人ホーム･ケアハウス

軽費老人ホームは、６０歳以上かつ身の回りのことができる方で、身寄りがないまたは家族と同居することが困難な方が入所する施設です。所得等の額により入所制限があります。ケアハウスは食事提供型の軽費老人ホームとほぼ同様ですが、全室個室で居住費が必要となり、所得による入所制限がありません。本町に施設はありませんが、町外の施設において利用が考えられます。

第６章　生きがいづくりと地域福祉の推進

第１節　高齢者の生きがい活動の促進

１　社会参加の促進

（１）就労機会の拡大

活力ある地域社会のために、高齢者の社会参加や生きがいづくりが重要となっており、中でも就労は高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かすという意味で大きな社会貢献をもたらし、高齢者自身にとっては、経済的な面だけでなく、社会とのつながり、生きがい確保といった側面を強く持っています。

高齢者が地域での活動を積極的に行える場を提供するため、高齢者事業団の機能を拡充し、公共施設の草刈り、清掃管理･花壇整備などの就労の場の確保に努めます。また、高齢者が持つ知識や技術を社会に還元することができる就業環境づくりに努めます。

また、町広報誌に受託事業記事を掲載します。

（２）老人クラブ活動への支援

生きがいづくりの中心的な活動である老人クラブは、高齢者の社会参加のきっかけになるものであり、その活動を通じて会員同士、また地域のつながりが強化されるのに役立つものです。本町では、全町的な老人クラブ連合会のもと、４つの単位老人クラブが組織化され、活動しています。

今後も、老人クラブの活動内容について、健康づくりや福祉活動への参加、生きがい活動など多様な分野を展開することで、参加しやすい環境整備を図り、魅力あるクラブ活動の推進と、加入者の促進を支援します。

小平町老人クラブ連合会及び単位老人クラブ（令和５年度・４団体）に対し補助金を交付し、老人クラブの運営について支援します。

２　生きがいづくりの促進

（１）地域間交流の促進

高齢者が、長年培ってきた経験･知識などを活かし、社会との結びつきを実感することは、高齢者自身の生きる力や健康を養う上で大きな効果が期待できます。現在、交流の機会として「ニュースポーツ交流会」、「健康増進講座」等のイベントを開催しています。

今後も、福祉･学習･スポーツ･防災･環境･産業振興などにわたる幅広い分野で、子どもから高齢者まで多世代が交流し、高齢者自身がボランティアとして経験･知識などを次世代に伝える機会の拡大を図ります。

町老人クラブ連合会が主催する「ニュースポーツ交流会」の開催経費に対し助成を行い、高齢者の健康増進と交流の機会の拡大を図っています。

世代間交流事業は、近年実施していませんが要請があれば実施を検討します。

（２）生涯学習の充実

高齢者が、自らの意思で自分に適した学習及び社会参加を積極的に行うことが生きがいとなり、充実した生活を送ることのできる社会の実現につながります。

多様な学習に対するニーズに対応するため、幅広い学習情報及び学習内容の提供と相談体制の充実に努めるとともに、学習によって得られた知識･経験･技術を、学校や地域で活用できるよう、機会の提供に努めます。

○多くの高齢者が参加している各種サークルの活動を促進するため、町民文化祭を開催する等、活動成果を発表できる場を設けます。

○おびらふるさと塾を開催し、学びの機会の提供を図るほか、放課後子ども教室等の各種事業において高齢者の活躍の場を設けます。

第２節　地域福祉の推進

１　地域で支える体制づくり

（１）各種サービスの周知と利用促進

高齢者へのサービスの仕組みが一層複雑化する中で、新たに６５歳を迎える人を含め、町民がそうした複雑な仕組みを理解し、適切なサービスの利用ができるよう、広報折込、ホームページ、老人クラブや家庭奉仕員の安否確認訪問時等で、随時での相談の受付、情報提供を行っており、今後も継続して実施します。

また、各種サービス及び相談の周知を図るために、広報折込で周知を行います。

（２）相談･調整の体制づくり

「地域包括支援センター」を中心に、町の介護・保健・福祉部門や、介護サービス事業者、地域支援事業実施事業者、さらには、民生・児童委員をはじめとする町民と連携しながら、身近な相談体制の構築を図り、迅速・的確なサービス利用調整を図ります。

（３）権利擁護の推進

認知症高齢者など、判断能力が不十分な方でも、自分にふさわしい制度やサービスを選択し、利用契約を締結したり、財産を適切に管理することが必要です。

地域包括支援センター等において、適切な相談や、金銭管理サービス等の生活支援業務が行われることを促進するとともに、成年後見制度など各種権利擁護制度の周知と利用促進を図ります。

また、小平町成年後見制度利用支援事業設置要綱の運用を適切に行う体制づくりとともに、制度の普及を周知します。

（４）社会福祉協議会の機能充実促進

小平町社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手として、また、高齢者や障がい者などへのサービス提供機関として、各種事業を推進しています。

高齢者人口の増加や福祉ニーズの増大により、その役割は一層重要なものとなることから、今後も、町より社会福祉協議会へ運営補助金の交付等の支援を実施していきます。

（５）地域ボランティアとの協働と育成

高齢者が地域でいきいきと生活を続けていくためには、公的な介護･福祉サービスに加え、ボランティアによる支援の充実が不可欠です。

現在、社会福祉協議会のボランティア登録制度により登録された方々が活動しており、今後も、幅広い層での人材の育成･発掘に努め、ボランティア活動の輪を広げていきます。

地域包括支援センターが、ボランティア団体の育成と活動に参加する町民を増やすことの支援を行います。

２　認知症高齢者への支援の強化

（１）認知症初期集中支援事業

認知症高齢者数は、７５歳を境に増加しており、今後、後期高齢者数の増加が見込まれていることから、その支援対策が急務です。

地域包括支援センター内に配置している「認知症初期集中支援チーム」を月１回、継続して実施し、支援の方向性を検討し支援しています。今後も認知症の早期発見・早期対応に向けた支援を充実させ、認知症の人やその家族を包括的、集中的にサポートします。

（２）認知症高齢者の見守り強化

家庭奉仕員による定期的な見守り訪問活動事業を中心に、認知症高齢者のいる世帯の見守り活動に取り組んでいきます。

（３）専門的な相談の活用促進

包括支援センターで相談を受け、家族等の認知症に関する悩みに、医療・介護など必要な各関係機関と連携して対応しています。

今後も認知症初期集中支援チーム員などと連携を取りながら、事業を展開します。

３　福祉のこころの育成

（１）学校等での福祉教育の充実

町内の小･中学校･幼稚園では、福祉施設への訪問や地域の高齢者との交流など、様々な活動を通じて福祉教育を推進しています。

今後も、課外活動の時間や「総合的な学習の時間」などを活用し、体験型の福祉教育により、福祉のこころの育成に取り組んでいきます。

コロナ渦により休止していた地域包括支援センターにおける小・中学校・地域団体での認知症サポーター養成講座については、感染状況を勘案しつつ、講座再開を目指します。

（２）地域での福祉教育の充実

少子高齢化や核家族化の進行とともに、福祉活動の重要性が拡大するなか、町民の福祉に関する意識や知識、技術は、まだまだ十分とはいえません。

地域全体で支え合うまちづくりを目指し、教育・福祉関係者、町民などが連携を図り、福祉問題に関する啓発に努めるとともに、学習講座や交流機会の拡大を図り、誰もが気軽に体験しながら福祉について学べる体制づくり、地域での福祉教育の充実が図られるよう努めていきます。

また、地域包括支援センターが主体となり、地域の団体・老人クラブなどに対して介護予防講話、体操、認知症サポーター養成講座などを実施します。

４　高齢者の安心・安全に向けた取組

（１）災害に強いまちづくり

近年の災害による介護施設等の被災状況を踏まえ、各種災害に備える必要があることから、日頃より介護サービス事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料・飲料水・生活必需品・燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。

また、介護サービス事業所等で策定している災害に関する具体的計画を確認し問題があれば見直し等の指示を行うとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等を把握するよう促します。

さらに、災害時に高齢者や障がい者が大きな被害を受けやすいことを踏まえて、避難行動要支援者名簿の作成を進め、地域防災計画による避難対策等の周知に努めます。

（２）感染症に対する備え

感染症による介護施設内での感染拡大等を踏まえ、感染症への対策に備える必要があることから、日頃より介護サービス事業所等と連携し、感染症発生時の訓練や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要となります。

介護サービス事業所等が感染症発生時においてもサービスが継続できるかを確認するとともに、介護サービス事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、コロナ渦での経験も踏まえつつ、感染症に対する対応の充実を促します。

また、介護サービス事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達を促します。

５　介護人材の確保･定着に向けた取組

介護人材の確保には、さらなる処遇･環境改善が必要です。引き続き、人材の新規参入を促進するため、道の施策とも連携して、介護職のイメージアップの促進に努めます。働く介護職員の環境改善として、見守りセンサー等の導入や、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進を介護サービス事業所に働きかけていきます。

また、介護職員の資質向上やケアの質の確保のため研修会開催や、介護職員同士が日頃の悩み事などを相談しあったり、意見交換をしたりするなど、問題解決や新たなノウハウ取得などにつながるような場（交流会）を、関係機関と協力し開催し、人材の育成･質の向上･離職防止に努めます。

さらに、介護職員等が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するために、介護現場の業務効率化が急務となっているため、介護関係の文書について、負担軽減となるよう文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式の使用や「電子申請・届け出システム」の利用）の促進を図ります。

介護保険事業計画

第７章　介護保険サービス費用・保険料

第１節　第８期計画･実績対比

１　居宅サービスの計画･実績対比

第８期計画における居宅サービスの計画値とそれに対する実績については、次のとおりです。

（単位：千円）

	令和３（2021）年度			令和４（2022)年度			令和５（2023）年度（見込み）		
	実績 A	計画 B	A/B（%）	実績 A	計画 B	A/B（%）	実績 A	計画 B	A/B（%）
訪問介護	45,157	43,216	104.5%	40,314	43,240	93.2%	62,344	44,864	139.0%
訪問入浴介護	440	1,156	38.1%	149	1,156	12.9%	0	1,156	皆減
介護分	440	1,156	38.1%	149	1,156	12.9%	0	1,156	皆減
予防分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
訪問看護	2,514	3,207	78.4%	2,365	3,209	73.7%	2,815	3,209	87.7%
介護分	1,860	2,514	74.0%	1,977	2,515	78.6%	2,815	2,515	111.9%
予防分	654	693	94.4%	388	694	55.9%	0	694	皆減
訪問リハビリテーション	1,212	587	206.5%	1,116	587	190.1%	712	587	121.3%
介護分	1,143	339	337.2%	1,004	339	296.2%	712	339	210.0%
予防分	69	248	27.8	112	248	45.2%	0	248	皆減
居宅療養管理指導	1,894	1,683	112.5%	2,424	1,684	143.9%	3,564	1,684	211.7%
介護分	1,840	1,555	118.3%	2,340	1,556	150.4%	3,448	1,556	221.6%
予防分	54	128	42.%2	84	128	65.6%	116	128	90.8%
通所介護	40,664	40,919	99.4%	36,711	41,776	87.9%	38,878	44,522	87.3%
通所リハビリテーション	2,425	2,611	92.9%	1,632	2,612	62.5%	1,305	2,612	50.0%
介護分	2,425	2,347	103.3%	1,632	2,348	69.5%	1,305	2,348	55.6%
予防分	0	264	皆減	0	264	皆減	0	264	皆減
短期入所生活介護	8,707	5,577	156.1%	9,888	5,580	177.2%	13,066	5,580	234.2%
介護分	8,631	5,577	154.8%	9,888	5,580	177.2%	13,066	5,580	234.2%
予防分	76	0	—	0	0	—	0	0	—
短期入所療養介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
予防分	0	0	—	0	0	—	0	0	—

（単位：千円）

	令和３（2021）年度			令和４（2022)年度			令和５（2023）年度（見込み）		
	実績 A	計画 B	A/B (%)	実績 A	計画 B	A/B (%)	実績 A	計画 B	A/B (%)
特定施設入居者生活介護	24,361	29,561	82.4%	32,824	29,578	111.0%	29,346	29,578	99.2%
介護分	23,114	26,416	87.5%	31,569	26,431	119.4%	28,112	26,431	106.4%
予防分	1,247	3,145	39.7%	1,255	3,147	39.9%	1,234	3,147	39.2%
福祉用具貸与	8,107	7,236	112.0%	8,050	7,236	111.2%	9,170	7,717	118.8%
介護分	7,728	6,948	111.2%	7,790	6,948	112.1%	8,958	7,429	120.6%
予防分	379	288	131.6%	260	288	90.3%	212	288	73.8%
特定福祉用具購入	339	377	89.9%	158	377	41.9%	0	377	皆減
介護分	288	203	141.9%	140	203	69.0%	0	203	皆減
予防分	51	174	29.3%	18	174	10.3%	0	174	皆減
住宅改修費	869	983	88.4%	240	983	24.4%	0	983	皆減
介護分	569	653	87.1%	204	653	31.2%	0	653	皆減
予防分	300	330	90.9%	36	330	10.9%	0	330	皆減
居宅介護(予防)支援費	16,243	16,902	96.1%	15,180	17,072	88.9%	16,284	17,968	90.6%
介護分	15,659	15,493	101.1%	14,835	15,663	94.7%	16,069	16,559	97.0%
予防分	584	1,409	41.4%	345	1,409	24.5%	215	1,409	15.3%
居宅サービス費用計	152,932	154,015	99.3%	151,051	155,090	97.4%	177,485	160,837	110.4%
介護分	149,518	147,336	101.5%	148,553	148,408	100.1%	175,707	154,155	114.0%
予防分	3,414	6,679	51.1%	2,498	6,682	37.4%	1,777	6,682	26.6%

２　地域密着型サービスの計画･実績対比

第８期計画における地域密着型サービスの計画値とそれに対する実績については、次のとおりです。

（単位：千円）

		令和３（2021）年度			令和４（2022)年度			令和５（2023）年度（見込み）		
		実績 A	計画 B	A/B（%）	実績 A	計画 B	A/B（%）	実績 A	計画 B	A/B（%）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		3,996	2,685	148.8%	4,305	2,687	160.2%	4,169	2,687	155.2%
夜間対応型訪問介護		0	0	―	0	0	―	0	0	―
地域密着型通所介護		181	193	93.6%	0	193	皆減	0	193	皆減
認知症対応型通所介護		2,173	754	288.2%	2,072	754	274.8%	2,692	754	357.1%
	介護分	2,173	754	288.2%	2,072	754	274.8%	2,692	754	357.1%
	予防分	0	0	―	0	0	―	0	0	―
小規模多機能型居宅介護		0	3,156	皆減	148	3,158	4.7%	0	3,158	皆減
	介護分	0	3,156	皆減	148	3,158	4.7%	0	3,158	皆減
	予防分	0	0	―	0	0	―	0	0	―
認知症対応型共同生活介護		16,960	25,463	66.6%	7,338	25,477	28.8%	8,187	25,477	32.1%
	介護分	16,960	25,463	66.6%	7,338	25,477	28.8%	8,187	25,477	32.1%
	予防分	0	0	―	0	0	―	0	0	―
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	2,367	皆減	2,119	2,368	89.5%	0	2,368	皆減
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	―	0	0	―	0	0	―
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	―	0	0	―	0	0	―
地域密着型サービス費用計		23,309	34,618	67.3%	15,982	34,637	46.1%	15,049	34,637	43.4%
	介護分	23,309	34,618	67.3%	15,982	34,637	46.1%	15,049	34,637	43.4%
	予防分	0	0	―	0	0	―	0	0	―

３　施設サービスの計画・実績対比

第８期計画における施設サービスの計画値とそれに対する実績については、次のとおりです。

（単位：千円）

	令和３（2021）年度			令和４（2022)年度			令和５（2023）年度（見込み）		
	実績A	計画B	A/B（%）	実績A	計画B	A/B（%）	実績A	計画B	A/B（%）
介護老人福祉施設	86,910	86,951	100.0%	80,614	87,000	92.7%	82,099	87,000	94.4%
介護老人保健施設	27,277	35,983	75.8%	38,333	36,003	106.5%	49,557	36,003	137.6%
介護医療院	0	0	―	0	0	―	0	0	―
介護療養型医療施設	0	0	―	0	0	―	0	0	―
施設サービス費用計	114,187	122,934	92.9%	118,947	123,003	96.7%	131,656	123,003	107.0%

４　その他費用の計画・実績対比

第８期計画におけるその他費用の計画値とそれに対する実績については、次のとおりです。

（単位：千円）

	令和３（2021）年度			令和４（2022)年度			令和５（2023）年度（見込み）		
	実績A	計画B	A/B（%）	実績A	計画B	A/B（%）	実績A	計画B	A/B（%）
特定入所者介護サービス費	13,651	13,473	101.3%	12,145	12,440	97.6%	11,439	12,876	88.8%
高額介護サービス等費	5,619	4,631	121.3%	5,253	4,646	113.1%	4,977	4,809	103.5%
高額医療合算介護サービス等給付費	1,391	1,495	93.0%	1,335	1,501	88.9%	1,129	1,554	72.7%
審査支払手数料	260	231	112.6%	244	233	104.7%	265	241	110.0%
その他費用計	20,921	19,830	105.5%	18,977	18,820	100.8%	17,810	19,480	91.4%

５　標準給付費の計画・実績対比

第８期計画における標準給付費の計画値とそれに対する実績については、次のとおりです。

（単位：千円）

	令和３（2021）年度			令和４（2022)年度			令和５（2023）年度（見込み）		
	実績A	計画B	A/B（%）	実績A	計画B	A/B（%）	実績A	計画B	A/B（%）
標準給付費	311,351	331,397	94.0%	304,956	331,550	92.0%	341,999	337,958	101.2%

第２節　介護保険サービス量の見込み

１　介護サービス

（１）居宅サービス量の見込み

			令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度	令和８ (2026)年度	令和 12 (2030)年度	令和 22 (2040)年度
居宅サービス							
訪問サービス							
訪問介護	回数	回/月	1,143.5	1,143.5	1,193.5	985.1	848.4
	人数	人/月	57	57	58	49	40
訪問入浴介護	回数	回/月	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
	人数	人/月	1	1	1	1	1
訪問看護	回数	回/月	32.9	32.9	32.9	32.9	22.6
	人数	人/月	8	8	8	8	6
訪問リハビリテーション	回数	回/月	20.0	20.0	20.0	20.0	13.8
	人数	人/月	3	3	3	3	2
居宅管理指導	人数	人/月	29	30	30	25	20
通所サービス							
通所介護	回数	回/月	419.1	431.1	431.1	375.3	304.0
	人数	人/月	47	48	48	42	34
通所リハビリテーション	回数	回/月	18.1	18.1	18.1	18.1	14.1
	人数	人/月	4	4	4	4	3
短期入所サービス							
短期入所生活介護	日数	日/月	122.0	122.0	122.0	122.0	72.5
	人数	人/月	8	8	8	8	5
短期入所療養介護	日数	日/月	0	0	0	0	0
	人数	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉用具・住宅改修サービス							
福祉用具貸与	人数	人/月	61	61	61	54	42
特定福祉用具購入	人数	人/月	1	1	1	1	1
住宅改修	人数	人/月	1	1	1	1	1
居宅介護支援	人数	人/月	92	92	92	82	63
特定施設入所者生活介護	人数	人/月	12	12	12	12	9

（２）地域密着型サービス量の見込み

				令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度	令和８ (2026)年度	令和 12 (2030)年度	令和 22 (2040)年度
地域密着型サービス								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	人/月	3	3	3	3	2
	夜間対応型訪問介護	人数	人/月	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	回数	回/月	2.0	2.0	2.0	2.0	0.0
		人数	人/月	1	1	1	1	0
	認知症対応型通所介護	回数	回/月	33.4	33.4	33.4	33.4	16.7
		人数	人/月	2	2	2	2	1
	小規模多機能型居宅介護	人数	人/月	0	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	人数	人/月	3	3	3	3	3
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	人/月	1	1	1	1	1
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	人/月	0	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	人数	人/月	0	0	0	0	0

（３）施設サービス量の見込み

				令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度	令和８ (2026)年度	令和 12 (2030)年度	令和 22 (2040)年度
施設サービス								
	介護老人福祉施設	人数	人/月	32	32	32	32	25
	介護老人保健施設	人数	人/月	16	16	16	15	11
	介護医療院	人数	人/月	0	0	0	0	0

２　介護予防サービス

（１）居宅サービス量の見込み

			令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度	令和８ (2026)年度	令和 12 (2030)年度	令和 22 (2040)年度
居宅サービス							
訪問サービス							
介護予防訪問入浴介護	回数	回/月	0	0	0	0	0
	人数	人/月	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	回/月	4.0	4.0	4.0	4.0	0.0
	人数	人/月	1	1	1	1	0
介護予防訪問リハビリテーション	回数	回/月	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	人数	人/月	1	1	1	1	1
介護予防居宅管理指導	人数	人/月	2	2	2	2	1
通所サービス							
介護予防通所リハビリテーション	回数	回/月	0	0	0	0	0
	人数	人/月	0	0	0	0	0
短期入所サービス							
短期入所生活介護	日数	日/月	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	人数	人/月	1	1	1	1	1
短期入所療養介護	日数	日/月	0	0	0	0	0
	人数	人/月	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス							
介護予防福祉用具貸与	人数	人/月	4	4	4	3	3
介護予防特定福祉用具購入	人数	人/月	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	人数	人/月	1	1	1	1	1
介護予防支援	人数	人/月	5	5	5	4	4
介護予防特定施設入所者生活介護	人数	人/月	1	1	1	1	1

（２）地域密着型サービス量の見込み

				令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度	令和８ (2026)年度	令和 12 (2030)年度	令和 22 (2040)年度
地域密着型サービス								
	介護予防認知症対応型通所介護	日数	日/月	0	0	0	0	0
		人数	人/月	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	人/月	0	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	人/月	0	0	0	0	0

第３節　介護保険給付費の見込み

１　介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）

（単位：千円）

	令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度	令和８ (2026)年度	令和 12 (2030)年度	令和 22 (2040)年度
居宅サービス	152,904	154,682	156,783	140,011	111,076
訪問サービス	49,577	49,717	51,818	43,076	36,651
訪問介護	43,537	43,592	45,693	37,493	32,452
訪問入浴介護	263	263	263	263	263
訪問看護	1,851	1,853	1,853	1,853	1,278
訪問リハビリテーション	687	688	688	688	476
居宅管理指導	3,239	3,321	3,321	2,779	2,182
通所サービス	38,823	40,152	40,152	35,041	28,470
通所介護	37,507	38,835	38,835	33,724	27,435
通所リハビリテーション	1,316	1,317	1,317	1,317	1,035
短期入所サービス	9,748	9,760	9,760	9,760	5,912
短期入所生活介護	9,748	9,760	9,760	9,760	5,912
短期入所療養介護	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	9,232	9,431	9,431	8,295	6,738
福祉用具貸与	8,610	8,809	8,809	7,673	6,116
特定福祉用具購入	202	202	202	202	202
住宅改修	420	420	420	420	420
居宅介護支援	16,544	16,605	16,605	14,822	11,392
特定施設入所者生活介護	28,980	29,017	29,017	29,017	21,913
地域密着型サービス	17,795	17,816	17,816	17,816	15,236
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,366	4,371	4,371	4,371	3,344
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	184	184	184	184	0
認知症対応型通所介護	2,735	2,738	2,738	2,738	1,369
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	8,202	8,212	8,212	8,212	8,212
地域密着型特定施設入居者生活介護	2,308	2,311	2,311	2311	2311
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
施設サービス	131,772	131,939	131,939	129,158	98,706
介護老人福祉施設	81,396	81,499	81,499	81,785	63,581
介護老人保健施設	50,376	50,440	50,440	47,373	35,125
介護医療院	0	0	0	0	0
介護給付費計	302,471	304,437	306,538	286,985	225,018

２　介護予防給付費（居宅サービス、地域密着型サービス）

（単位：千円）

	令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度	令和８ (2026)年度	令和 12 (2030)年度	令和 22 (2040)年度
居宅サービス	2,680	2,681	2,681	2,580	2,328
訪問サービス	417	417	417	417	165
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	196	196	196	196	0
介護予防訪問リハビリテーション	108	108	108	108	108
介護予防居宅管理指導	113	113	113	113	57
通所サービス	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
短期入所サービス	73	73	73	73	73
介護予防短期入所生活介護	73	73	73	73	73
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	643	643	643	596	596
介護予防福祉用具貸与	187	187	187	140	140
介護予防特定福祉用具購入	156	156	156	156	156
介護予防住宅改修	300	300	300	300	300
介護予防支援	274	274	274	220	220
介護予防特定施設入所者生活介護	1,273	1,274	1,274	1274	1274
地域密着型サービス	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
予防給付費計	2,680	2,681	2,681	2,580	2,328

３　その他費用

（単位：千円）

	令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度	令和８ (2026)年度	令和 12 (2030)年度	令和 22 (2040)年度
特定入所者介護サービス費等給付額	14,294	14,232	13,861	12,676	9,933
高額介護サービス費等給付額	5,905	5,880	5,726	5,217	4,088
高額医療合算介護サービス等給付額	1,435	1,428	1,391	1,292	1,012
算定対象審査手数料	268	267	260	242	189
その他費用計	21,902	21,807	21,238	19,427	15,222

４　給付費の合計

（単位：千円）

	令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度	令和８ (2026)年度	合　計
介護給付費	302,471	304,437	306,538	913,446
介護予防給付費	2,680	2,681	2,681	8,042
その他費用	21,902	21,807	21,238	64,947
標準給付費計	327,053	328,925	330,457	986,435
地域支援事業費	22,933	22,933	22,933	68,799
介護費用計	349,986	351,858	353,390	1,055,234

第４節　第９期の介護保険料

１　介護給付費・地域支援事業費の負担割合

給付費は保険料と公費が各５０％の割合で負担します（地域支援事業費のうち、その他の事業については、保険料２３％、公費７７％で負担）。

第１号被保険者と第２号被保険者の負担割合は期ごとに定められており、第９期は第１号が２３％、第２号が２７％です。

■介護給付費（居宅サービス）

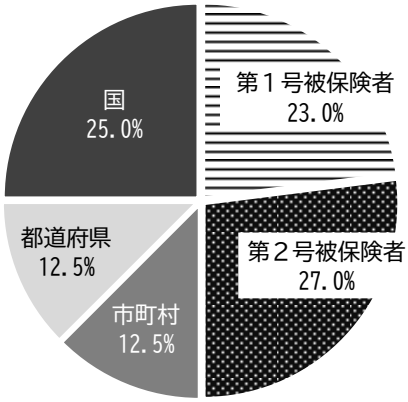

■介護給付費（施設サービス等）

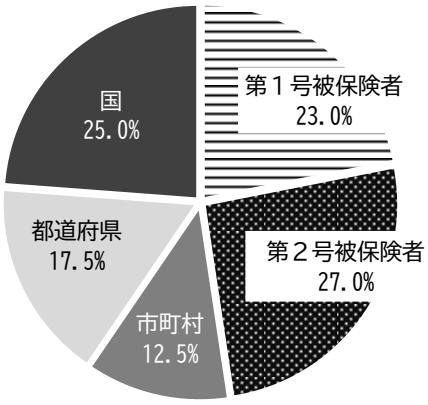

■地域支援事業費（介護予防事業）

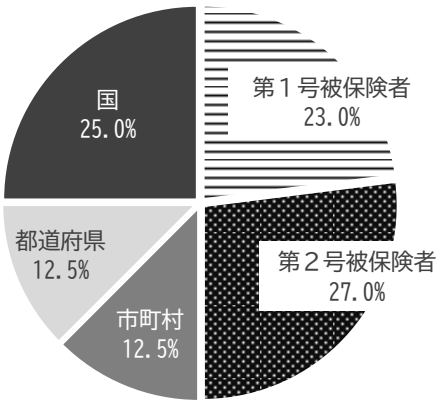

■地域支援事業費（その他）

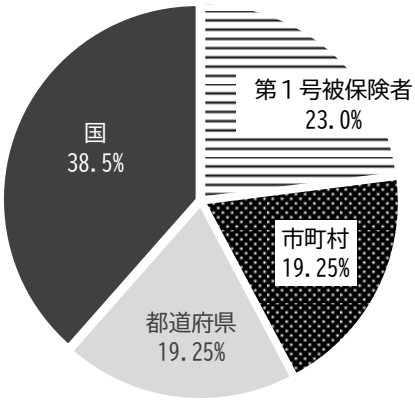

2　介護保険料基準額の算出

第１号被保険者（65 歳以上）の保険料は、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの介護保険事業にかかる費用の見込額（介護保険料収納必要額）を基に算出します。

■基準額の算出

介護保険料収納必要額から、以下の手順により算出します。

1　標準給付費＋地域支援事業費見込額（令和６（2024）～８（2026）年度）
1,055,236,158 円　①

↓

2　第１号被保険者負担分相当額（令和６（2024）～８（2026）年度）
242,704,316 円（①×23%）

＋　調整交付金相当額　51,116,608 円（標準的に交付される額）
－　調整交付金見込額　91,461,000 円（町の現状により実際に交付される額）

↓

3　介護給付費基金取崩額　**22,700,000 円**

－

4　保険料収納必要額
179,659,924 円→181,072,288 円（収納率 99.22%で補正）

÷

5　**所得段階別加入割合補正後被保険者数　3,029 人**
（基準額の割合によって補正した令和６年度～令和８年度までの被保険者数）
（2024）　（2026）

÷　12 か月

6　基準月額　**4,981 円**

３　所得段階別介護保険料額

第９期の保険料段階・保険料は、下表のとおりです。

区　分	対　象　者	負担割合	保険料 （年額）
第１段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方 ・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.455 （0.285）	27,100 円 （17,000 円）
第２段階	・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.685 （0.485）	40,900 円 （28,900 円）
第３段階	・住民税非課税世帯の方のうち、第１段階・第２段階以外の方	0.69 （0.685）	41,200 円 （40,900 円）
第４段階	・住民税課税世帯で本人非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.90	53,700 円
第５段階	・住民税課税世帯で本人非課税の方のうち、第４段階以外の方	1.00	59,700 円
第６段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1.20	71,700 円
第７段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.30	77,700 円
第８段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.50	89,600 円
第９段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	1.70	101,600 円
第 10 段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1.80	107,500 円
第 11 段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	1.90	113,500 円
第 12 段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	2.00	119,500 円
第 13 段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の方	2.10	125,500 円

※第１段階～第３段階の（　）については、国の軽減措置によるもの。

４　所得段階別の第１号被保険者数

第１号被保険者（６５歳以上の高齢者）の介護保険料は前年の所得によって、負担能力に応じ段階的に算定されます。

基準額である所得段階第５段階の方の介護保険料は年額５９，７００円で、所得段階に応じてその０．４５５（０．２８５）～２．１倍になります。

（単位：人）

段　階	乗　率	保険料金額	令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度	令和８ (2026)年度
第１段階	0.455 (0.285)	27,100 円 (17,000 円)	208	204	198
第２段階	0.685 (0.485)	40,900 円 (28,900 円)	176	171	167
第３段階	0.690 (0.685)	41,200 円 (40,900 円)	130	126	123
第４段階	0.900	53,700 円	90	88	86
第５段階	1.000	59,700 円	142	138	135
第６段階	1.200	71,700 円	152	148	144
第７段階	1.300	77,700 円	102	100	97
第８段階	1.500	89,600 円	52	51	50
第９段階	1.700	101,600 円	6	5	5
第 10 段階	1.800	107,500 円	11	11	11
第 11 段階	1.900	113,500 円	18	18	18
第 12 段階	2.000	119,500 円	6	5	5
第 13 段階	2.100	125,500 円	18	18	18
計			1,111	1,083	1,057
補正後被保険者数			1,035	1,008	986
補正後被保険者数　計			3,029		

※「補正後被保険者数」とは、各段階の乗率を段階別の人数に乗じて基準段階である第５段階に換算した人数をいう。

計画の推進

第８章　計画の円滑な推進に向けて

第１節　介護保険事業計画・高齢者福祉計画推進体制

１　庁内の推進体制

小平町介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の住みなれた地域での生活を支え、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉分野のみならず生涯学習等の総合的な支援に取り組む方針を示しています。

そのため、計画の推進にあたっては、保健福祉課を中心に庁内関連各課と連携し、各種施策・事業を推進していきます。

２　地域との協働体制

本計画は、本町の行政計画であるとともに、高齢者が住みなれた地域で安心して生活し続けられるよう、地域ぐるみで高齢者を支える体制を実現していくための計画でもあります。

そのため、行政はもちろんのこと、町民、団体や関連機関、地域が相互に連携を取りながら、その役割分担のもと取組を進めることが重要となります。

（１）町

本町は、高齢者等の保健・医療・福祉施策の充実や総合的な推進、施設の計画的な整備、人材確保への支援に努め、計画の進行管理を行います。

また、身近な地域での助け合いや見守りの啓発、ボランティア活動の促進等、地域における福祉活動の支援に努めます。

（２）町民

生涯を通じていきいきと健康に暮らせるよう、自らの健康への意識を高めるとともに、趣味や生涯学習・スポーツ等の活動に積極的に取り組み、生きがいを持って積極的に社会参加を行うことが望まれます。

また、高齢者の地域生活支援には公的なサービスとボランティアや町民などによる支援活動がともに円滑に提供されることが必要であることから、幅広い町民の参加を得ながら、協働・連携体制の構築を図ります。

（３）団体等

老人クラブや民生委員・児童委員、ボランティア団体等については、ボランティア活動や交流活動、見守り活動、訪問活動等の福祉活動を通じて、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが期待されます。

また、社会福祉協議会については、ボランティア活動の調整役として、また、福祉コミュニティづくりや地域福祉の推進役としての役割が期待されます。

（４）地域

地域では、町内会等の町民組織を中心に、地域行事や健康づくり、生涯学習・スポーツ活動、文化活動等を通じて高齢者同士や世代間の交流を図るとともに、孤立や閉じこもりの防止、また支援を必要とする高齢者等の見守り、在宅介護支援の体制づくりといった協力・連携が求められます。

３　共生型サービスの検討

高齢者と障がい者（児）が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスが位置付けらています。

町内において、介護保険サービス、障がい福祉サービス、それぞれを提供している事業所があるため、今後提供について調整していきます。

第２節　計画の進行管理

１　進捗状況の把握・評価

本町における高齢者施策を総合的に推進していくためには、計画の進捗状況の点検及び評価・分析は不可欠です。「計画（Ｐｌａｎ）−実施・実行（Ｄｏ）−点検・評価（Ｃｈｅｃｋ）−処置・改善（Ａｃｔｉｏｎ）」の「ＰＤＣＡマネジメントサイクル」に基づいて、計画の進行管理を強化していくことが必要となります。

また、介護保険制度を円滑に進めるため、計画の進行・進捗に関する情報を総合的に取りまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価などを推進していくことが求められます。そこで、本町における介護保険サービスの利用者やサービス供給量といった基礎的なデータの収集、町民のニーズや利用者満足度といった質的情報の把握などを定期的に実施しなければなりません。

また、事業全体の進行・進捗の把握・確認を行い、総合的な調整や新たな課題の検討、評価・分析等を実施します。計画の進行・進捗に関する情報や検討・評価の結果等については、定期的に報告を行い、広く公表します。

２　計画の見直し

本計画の最終年度である令和８（２０２６）年度は、次期計画策定の年度にあたります。そのため、社会福祉制度をめぐる情勢の変化や町民、団体や関連機関、地域から聴取した意見・提言を取り入れ、必要な見直しを行い、本町の高齢者福祉のさらなる推進を図ります。

また、全町的な観点から本計画の推進、進行管理や見直しなどを行うため、関係機関とのきめ細かい連携を進めます。

第９期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

＜　発　行　＞　令和６（２０２４）年3月

＜ 発 行 者 ＞　小平町

＜　編　集　＞　小平町保健福祉課

〒078－3392
北海道留萌郡小平町字小平町２１６番地
TEL　0164-56-2111
FAX　0164-56-2110
https://www.town.obira.hokkaido.jp/